

安来市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(第4期計画)

人と地域で支え、助け合う、地域共生のまちづくり



令和7年3月
島根県安来市
安来市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定について.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2章 安来市の現状と課題	8
第1節 安来市の現状.....	8
第2節 アンケート調査結果の概要	17
第3節 第3期計画の評価・見直し.....	25
第3章 計画の基本理念と基本目標	32
第1節 基本理念（スローガン）	32
第2節 基本目標	33
第3節 計画の体系.....	34
第4章 目標に向けた取り組み	35
基本目標1 人と地域を支える体制を目指す	35
1. 地域福祉活動の促進.....	35
2. 地域での居場所づくりの推進.....	39
3. 自死を防ぐ社会づくり	41
4. 地域福祉活動の啓発.....	44
5. 福祉関係に従事する人材の確保.....	46
基本目標2 総合的な相談支援を推進する	48
1. 地域包括支援センターの機能強化	48
2. 成年後見制度と権利擁護の充実（成年後見制度利用促進基本計画）	50
3. 虐待やDVから守るための支援	54
4. 重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）	56
基本目標3 安心して住み続けられるまちづくりを目指す.....	60
1. 災害に備えた支え合い体制の構築	60
2. 防犯・見守り活動.....	64
3. 福祉環境の整備.....	67
4. 生活支援事業の充実.....	69
基本目標4 地域の福祉課題に取り組む	71
1. 介護予防・認知症対策	71
2. 子育て支援	74
3. 障がい者福祉.....	76
4. 生活困窮者支援	79
5. 様々な課題を抱える人への支援.....	82
6. 高齢者と生きがい対策	84
7. 健康づくりと食育の推進	87
8. 再犯防止施策の推進（再犯防止推進計画）	89

資料編	92
1 用語解説.....	92
2 安来市のこれまでの取組	100
3 策定経過.....	102
4 安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱	103
5 安来市地域福祉計画検討委員会委員名簿	105

第 1 章 計画の策定について

第 I 節 計画策定の背景

(I) 計画策定の背景

近年、超少子高齢化や核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化により、家庭や地域で互いに支え合い、助け合う機能が脆弱化し、住民同士の社会的なつながりも希薄になってきています。

こうした状況は、地域の生活にも影響を及ぼし、社会から孤立する人々が生じやすく、虐待や自死など深刻な事態をもたらしたり、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーやダブルケアなど現在の福祉制度では対応しきれない新たな社会問題を生じさせています。

また、経済状況の変化などにより、社会的孤立の状態にある生活困難者をめぐる問題や経済的困窮の状態にある方の増加も深刻化しています。

生活環境や社会構造の変化により、地域における生活課題・福祉課題は深刻なものとなっており、複雑化・複合化した課題全体を捉えての支援を要するケースが多くみられるようになったため、従来の分野ごとの支援だけでは課題解決は困難であり、市民が互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性がより一層高まってきました。

こうした背景から、国においては、平成30年4月に社会福祉法が改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すことになりました。

さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、関係機関との連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築と、市民が互いに助け合い、支え合う仕組みづくりをしていくことが求められるようになりました。

本市においては、令和2年3月に策定した「第3期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の基本理念を引き継ぐとともに、複雑化・複合化した課題全体を捉えての支援をするため「重層的支援体制整備事業」の取り組みや福祉施策をさらに充実させることにより、あらゆる住民が地域の中で自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、「第4期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

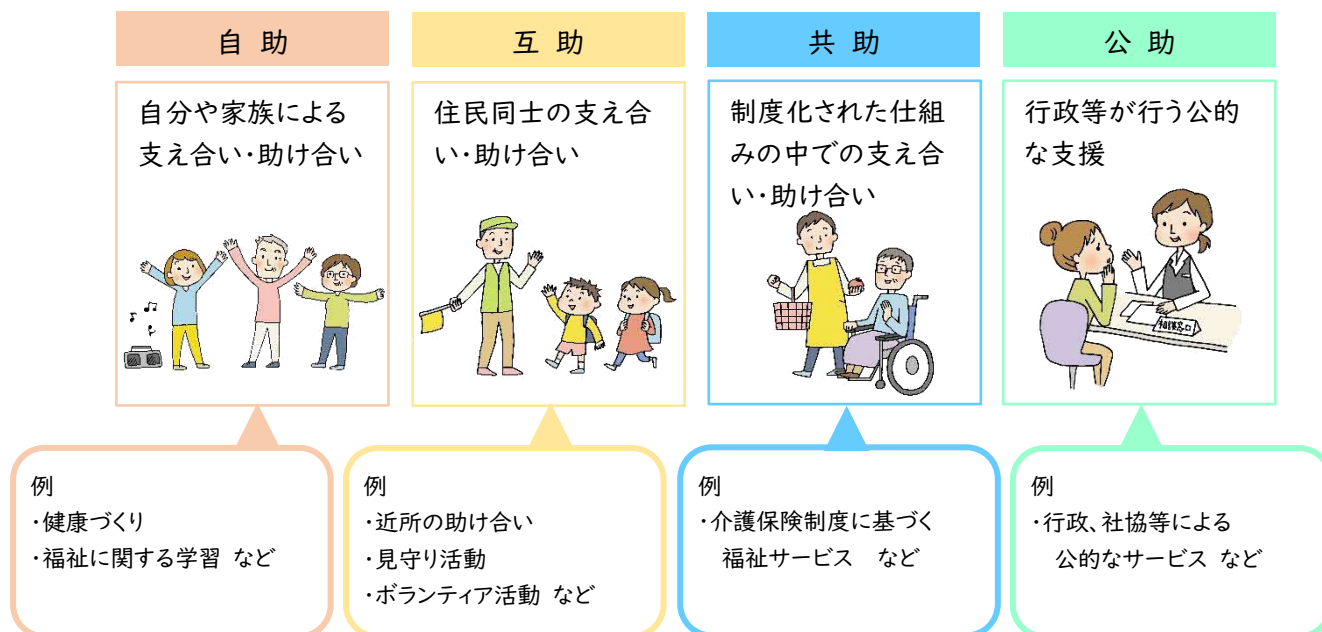
(2) 地域福祉

地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みのことを言います。

地域における様々な課題について、行政の福祉サービスだけでなく、住民やボランティア、各種団体、社会福祉協議会などが協力して解決していくことにより、誰もが安心して暮らしていける地域社会をつくっていきます。

地域福祉を進める上では、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えをもとに、それぞれが役割を果たし、連携することで、持続可能な地域社会の構築を目指しています。この地域福祉を推進する取り組みが「地域共生社会の実現」への具体的な手段となります。

■ 地域福祉の推進にあたってのキーワード ■



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

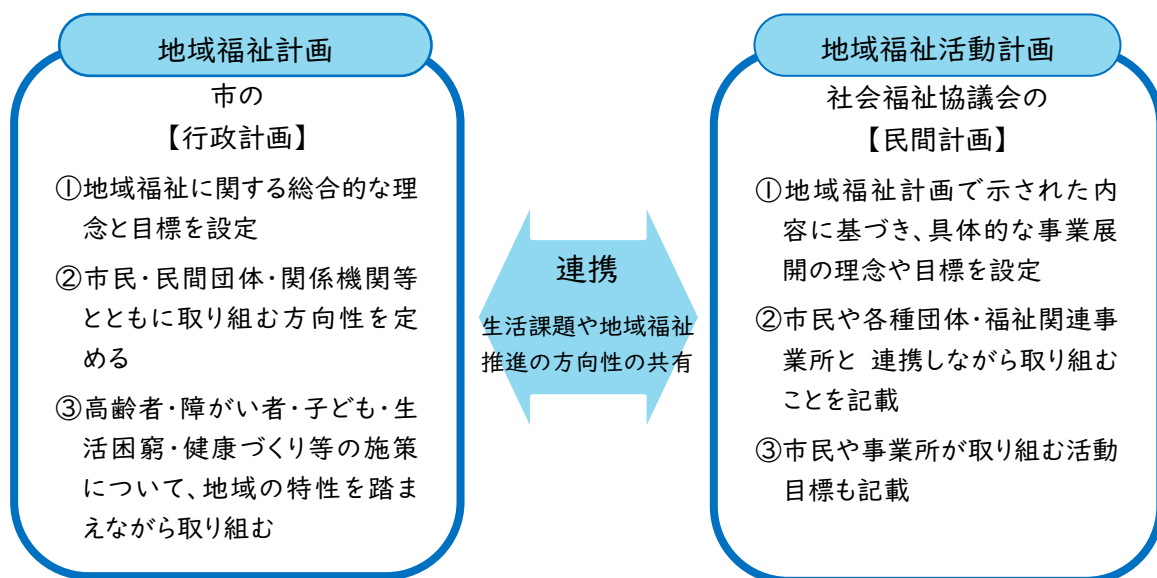
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進するための方針や具体的な取り組みを定めた計画です。社会福祉協議会の活動の指針ともなります。地域と行政が一体となって、分野ごとの施策では解決の難しい課題に対応していくため、地域福祉の理念や方針を明示しています。

「地域福祉活動計画」は、地域住民や関係機関、各種団体が参画のもと「社会福祉協議会」が主体となり策定する民間の活動・行動計画です。行政の「地域福祉計画」の方針に基づき、行政の福祉サービスだけに頼らず、住民参加による地域の支えあいを実現していくための具体的な行動と関係機関等の役割分担を明示しています。

両計画は、本市の地域福祉の推進を目的とした共通の理念と方向性に基づき、行政と民間（社協）が互いに補完し合い、連携・協働することから、車の両輪のような関係とされています。

また、行政の福祉サービスと地域住民による福祉活動、民間の関係機関、各種団体等による活動が一体となって、包括的に支援していく仕組みをつくり、地域福祉を計画的かつ効率的に展開していくため、両計画を一体的に策定するものとします。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ ■



■ 社会福祉法（抜粋） ■

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

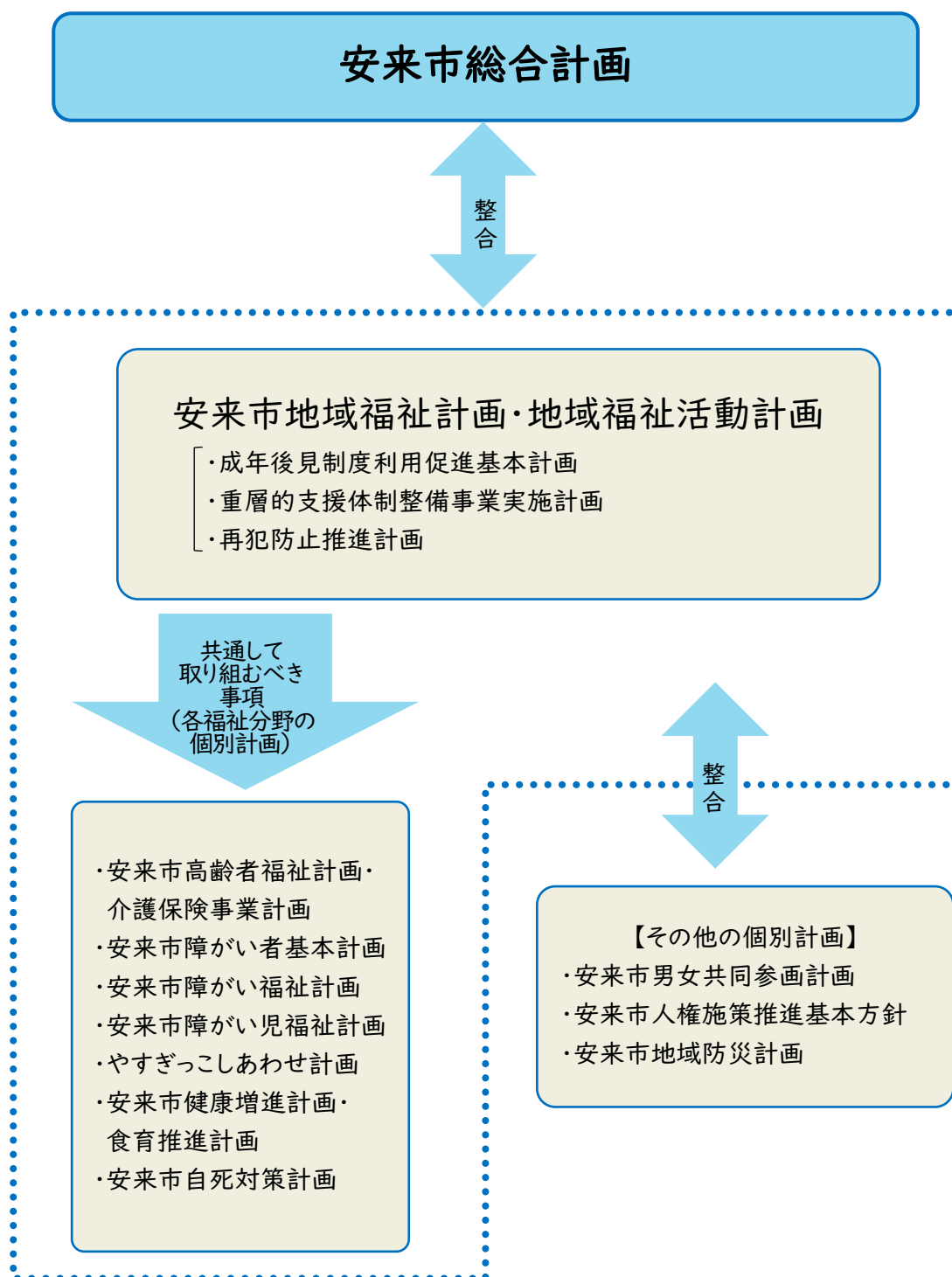
(4) 計画の位置づけ

本計画は、「安来市総合計画」を最上位計画とした、福祉分野の上位計画です。

地域における高齢者、障がい者、子ども、健康づくりなどの福祉に関する個別計画と整合性を図り、横断的な取り組みや地域福祉の推進のための共通理念や目標を定めています。

また、本計画は近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、以下の計画を包含するものとしています。

- ・「成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項）
- ・「重層的支援体制整備事業実施計画」（社会福祉法第106条の5）
- ・「再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）



(5) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画名	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
総合計画	第2次（H28～R7）						第3次（R8～R17）			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 ・成年後見制度利用促進 基本計画 ・重層的支援体制整備事 業実施計画 ・再犯防止推進計画	第3期（R2～R6）					第4期（R7～R11）				
高齢者保健福祉 計画・ 介護保険事業計画	第7期 （H30～ R2）	第8期（R3～R5）			第9期（R6～R8）		第10期（R9～R11）			
障がい者基本計画	第3期（H30～R5）				第4期（R6～R11）					
障がい福祉計画	第5期 （H30～ R2）	第6期（R3～R5）			第7期（R6～R8）		第8期（R9～R11）			
障がい児福祉計画	第1期 （H30～ R2）	第2期（R3～R5）			第3期（R6～R8）		第4期（R9～R11）			
やすぎっこしあわせ 計画（市町村こども 計画）	第2期（R2～R6）※					第1期（R7～R11）				
健康増進計画・ 食育推進計画	第3次（H28～R7）						第4次（R8～R17）			
自死対策計画	第1次（R1～R5）				第2次（R6～R10）					第3次

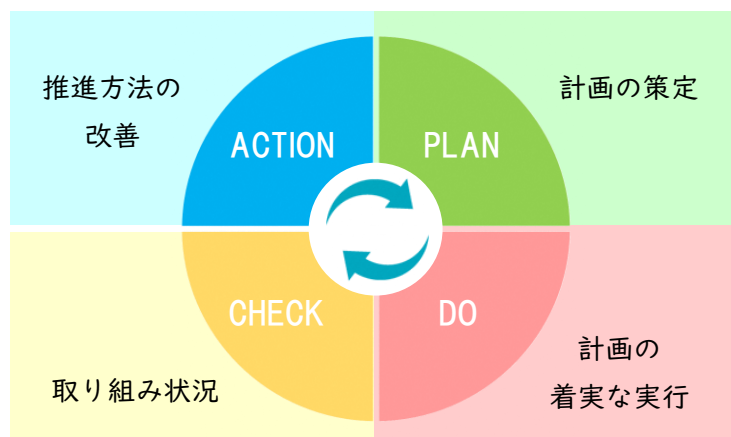
※ R6までは「子ども・子育て支援事業計画」

(6) 計画の進捗管理

計画期間中は、「安来市地域福祉計画検討委員会」において PDCA サイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))に基づく進捗管理を行い、計画に基づく施策の実施状況を評価します。

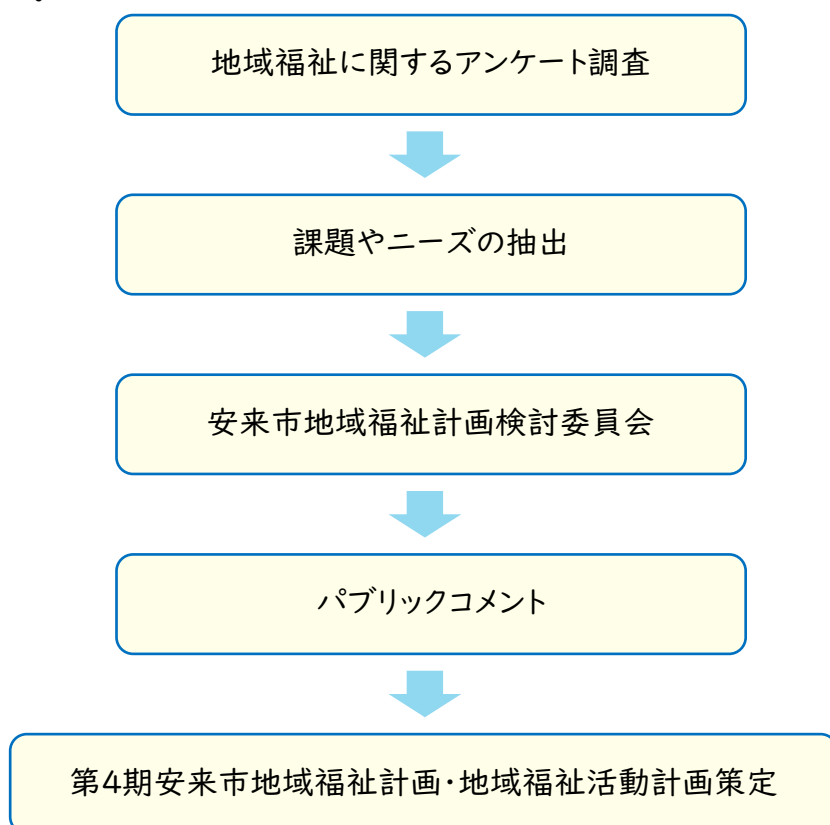
関連法の改正や社会情勢の変化等が生じた場合、また毎年度の評価結果に基づき、関係部門と調整しながら必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの整合性を図ります。

※各個別計画の取り組みに対する評価や数値目標の設定等は、各分野に委ねます。



(7) 計画策定の体制

本計画は、令和6年度に実施した住民アンケート調査をベースに、地域福祉活動の実践者、福祉関係団体、福祉事業所の意見等を取り入れ、安来市地域福祉計画検討(策定)委員会における検討を経て、策定を行いました。



(8) SDGsの推進

①SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■ ■ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 ■ ■

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②SDGsを踏まえた本計画における方向性

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化がみられます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度の狭間にある人に対する支援の強化を図ります。

■ ■ SDGsの17の目標のうち本計画と密接に関わるもの ■ ■

1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

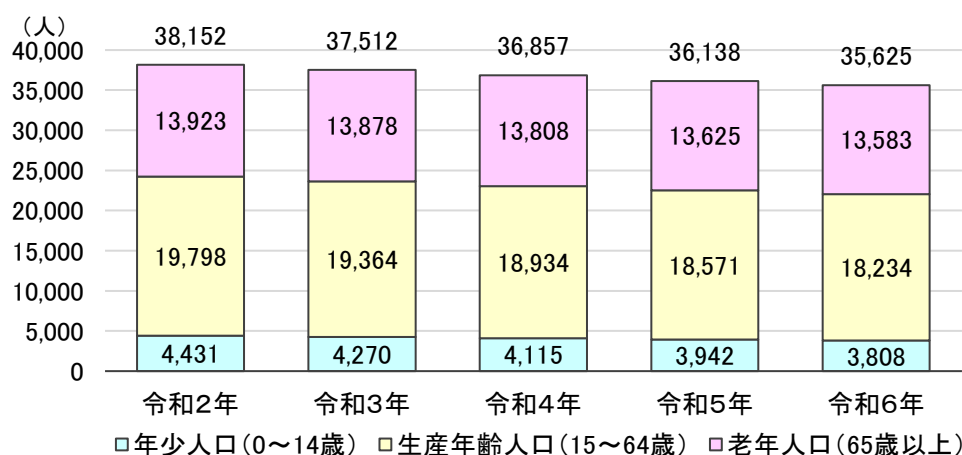
第2章 安来市の現状と課題

第1節 安来市の現状

(1) 人口の推移

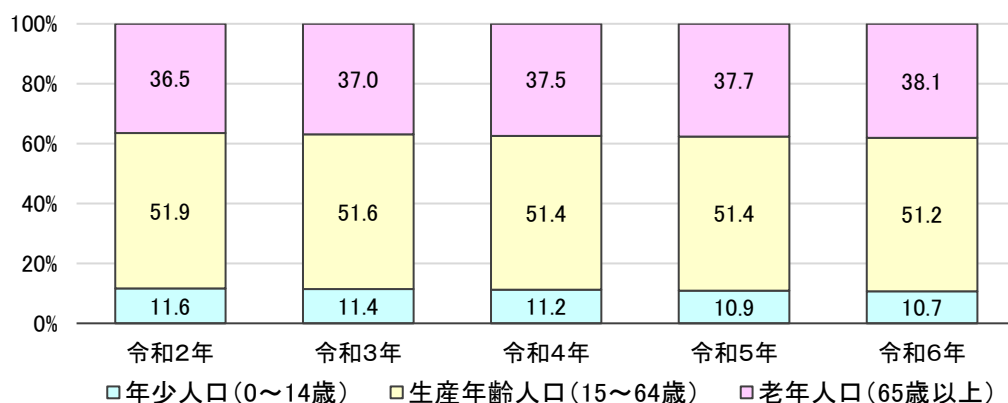
本市の人口は、令和6年では35,625人となっており、令和2年と比較すると2,527人の減少となっています。年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。

■ 人口の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■ 年齢3区分人口割合の推移 ■

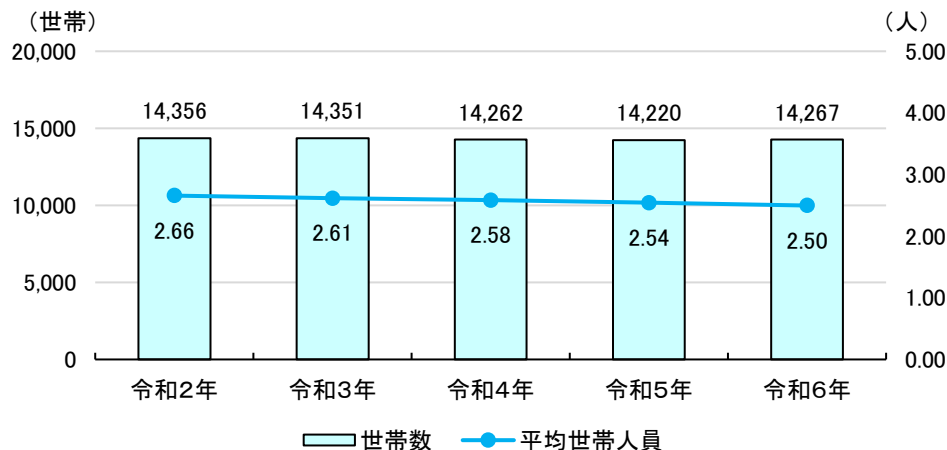


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和6年では14,267世帯となっており、令和2年と比較すると89世帯の減少となっています。平均世帯人員については令和2年以降減少傾向で推移しており、令和6年では2.50人となっています。

■ 世帯数の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 地区別の状況

地区別の状況をみると、令和6年では安来地域の人口が25,465人、世帯数が10,304世帯、広瀬地域の人口が6,113人、2,458世帯、伯太地域の人口が4,047人、1,505世帯となっています。

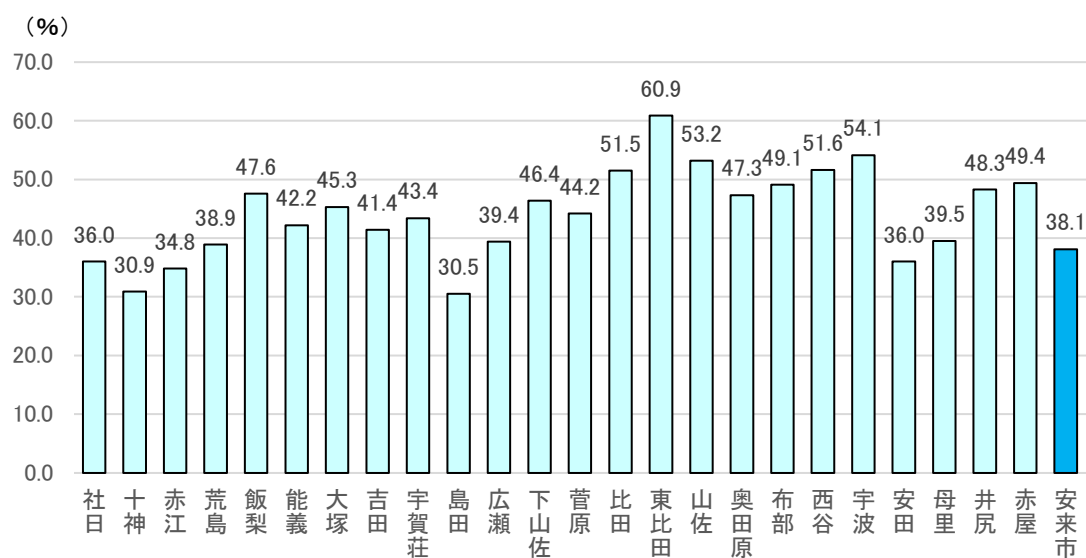
地区別高齢化率をみると、高齢化率が最も高い地区は、東比田地区で60.9%、次いで宇波地区が54.1%、山佐地区が53.2%となっており、全体でも中山間地域での割合が高い傾向となっています。

■ 地区別人口と世帯数 ■

地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口
社日	1,634	3,681	広瀬	1,245	3,248	安田	506	1,390
十神	2,815	6,396	下山佐	192	446	母里	461	1,330
赤江	1,382	3,821	菅原	58	156	井尻	272	704
荒島	1,382	3,475	比田	270	650	赤屋	266	623
飯梨	510	1,261	東比田	125	261	伯太地域	1,505	4,047
能義	440	1,265	山佐	127	297			
大塚	317	828	奥田原	71	184			
吉田	149	403	布部	221	529			
宇賀荘	537	1,495	西谷	68	157			
島田	1,138	2,840	宇波	83	185			
安来地域	10,304	25,465	広瀬地域	2,458	6,113			

資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

■ 地区別の高齢化率 ■



資料:住民基本台帳(令和6年3月末現在)

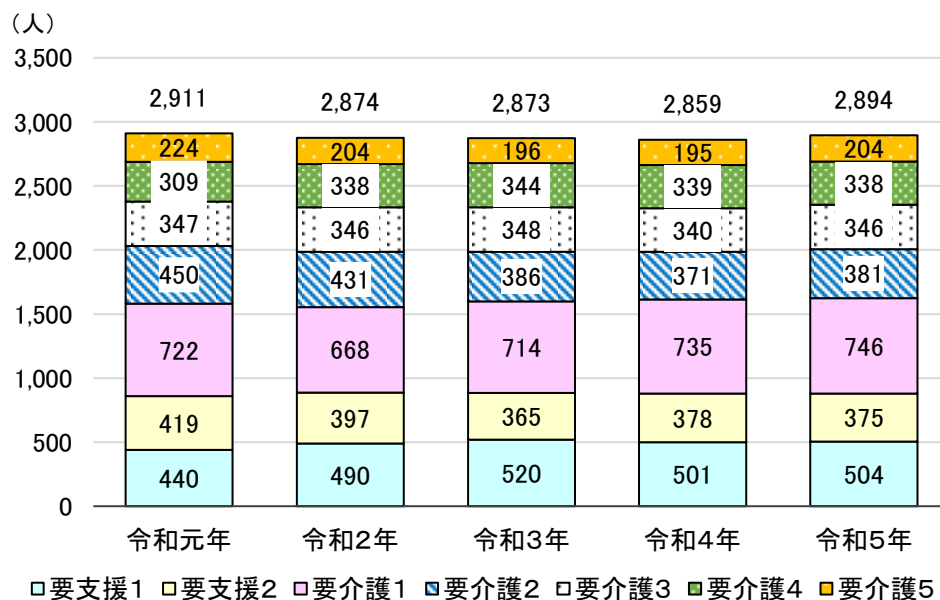
安来市位置図



(4) 要介護認定者数の状況

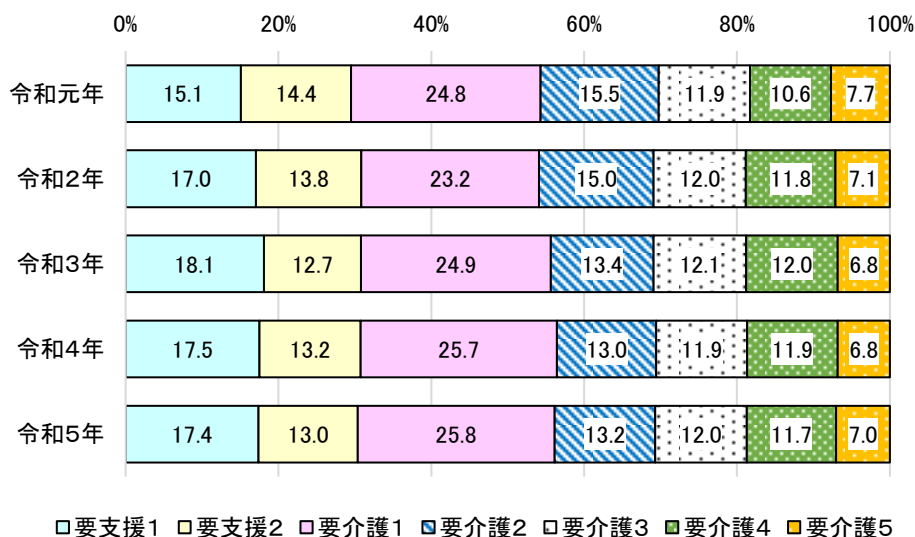
本市の要介護認定者数は、大きな変動はなく、令和5年9月末現在 2,894人となっています。要介護度別の構成比は、要介護2までの割合が全体の70%を占めています。

■ 要介護認定者の推移 ■



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和5年は市数値

■ 要介護認定者の介護度別構成比の推移 ■

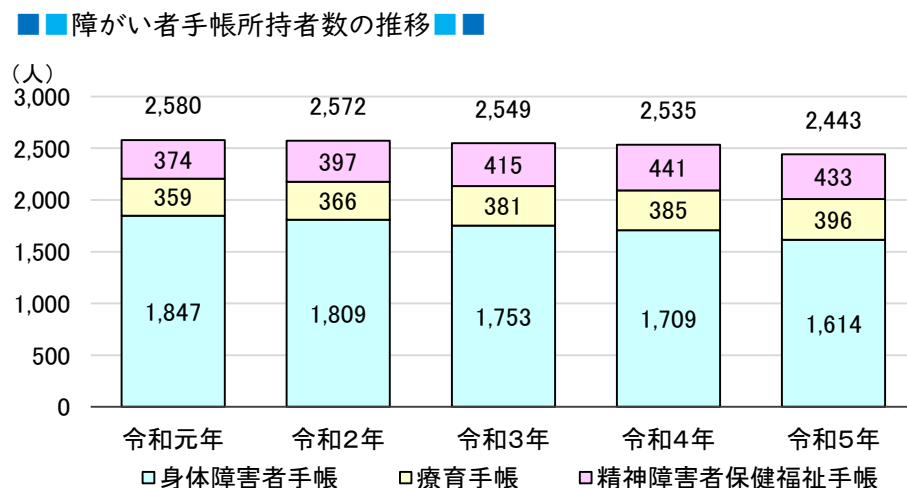


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和5年は市数値

(5) 障がい者の状況

①障がい者手帳所持者数の状況

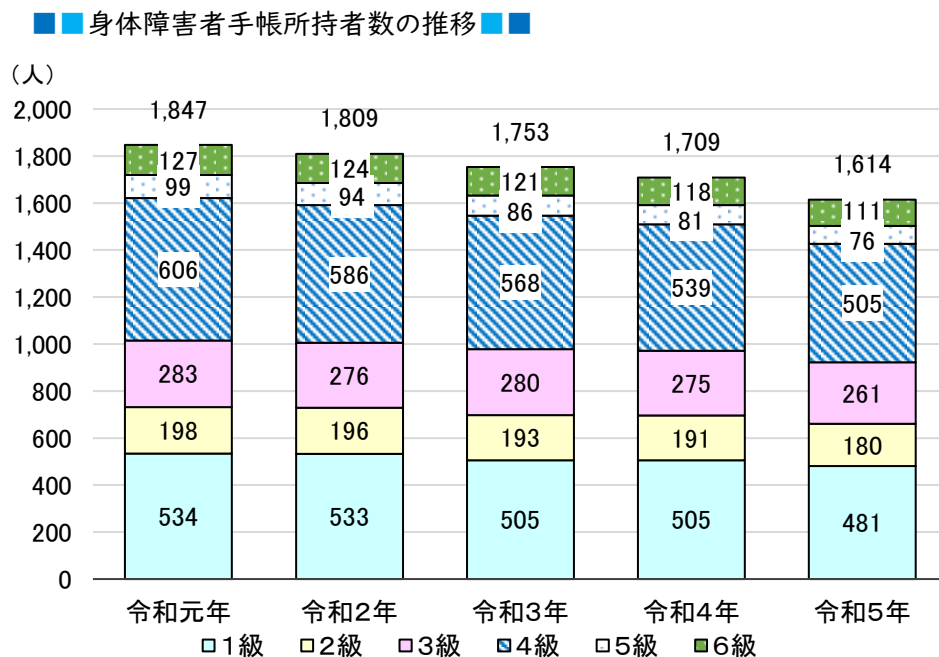
障がい者手帳所持者数は、令和元年に比べて、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。



資料：安来市システムデータより各年4月時点

②身体障害者手帳所持者の状況

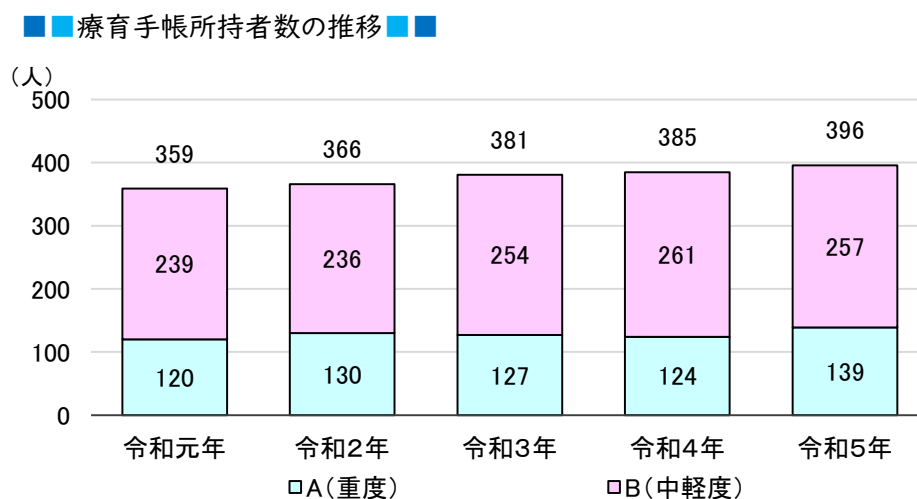
令和元年以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者数は 1,614人となっています。



資料：安来市システムデータより各年4月時点

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では396人となっています。
令和5年の等級別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が139人、B（中軽度）が257人となっています。

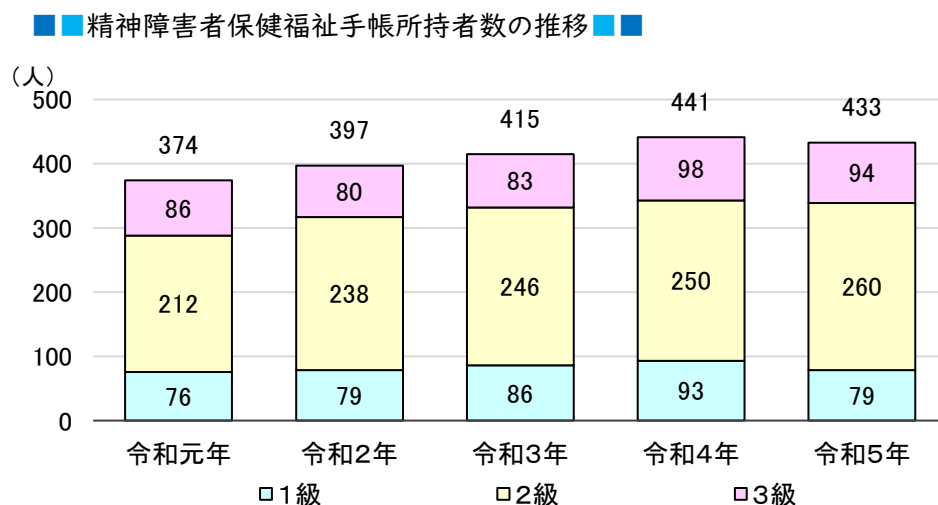


資料：安来市システムデータより各年4月時点

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日年度時点では433人となっています。

令和5年の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級が94人、2級が260人、3級が79人となっています。



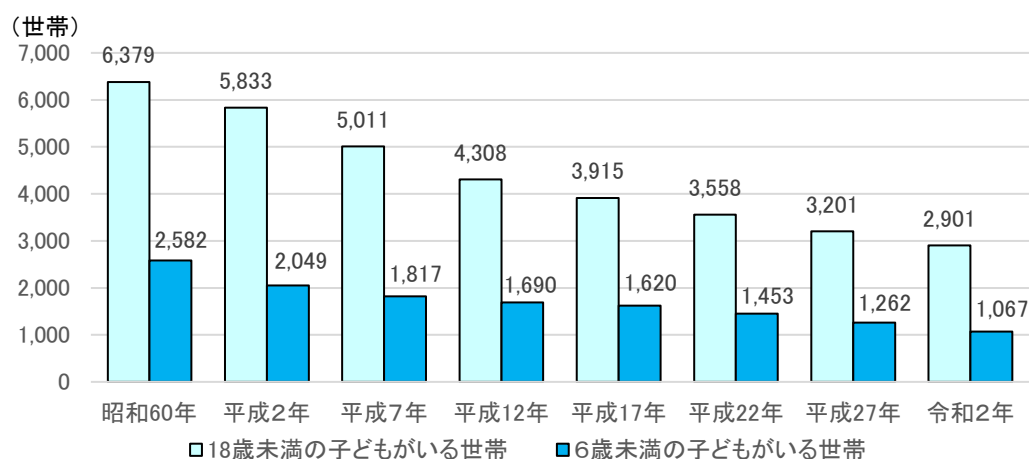
資料：安来市システムデータより各年4月時点

(6) 子育て世帯の状況

① 子育て世帯の推移

子どものいる世帯は年々減少し続けており、令和2年に18歳未満の子どもがいる世帯数は2,901世帯、うち6歳未満の子どもがいる世帯は1,067世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯数は、平成2年からの30年間で50%まで減少しています。

■ 18歳未満、6歳未満の子どもがいる世帯の推移 ■

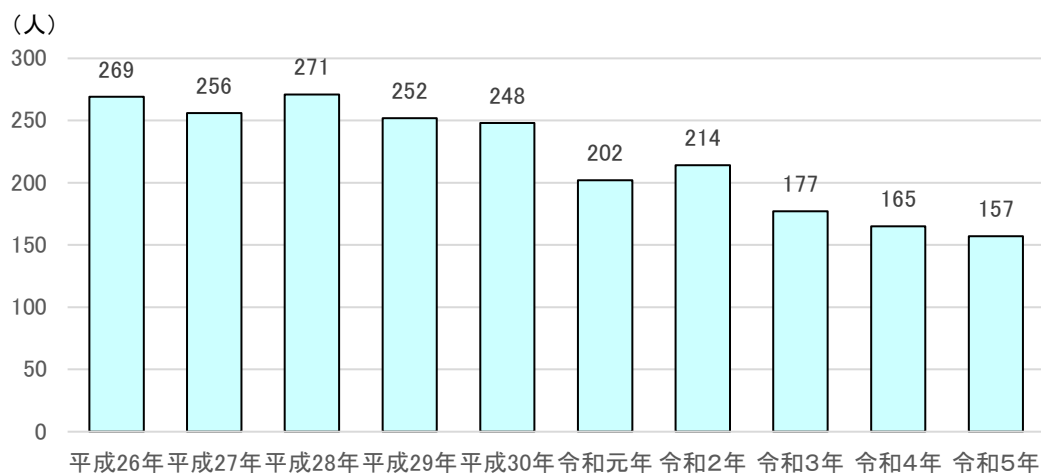


資料: 国勢調査

② 出生の動向

出生数は、平成30年まで250人前後で推移していましたが、令和元年で200人に減少しその後も減少し続け、令和5年は157人となっています。

■ 出生数の推移 ■

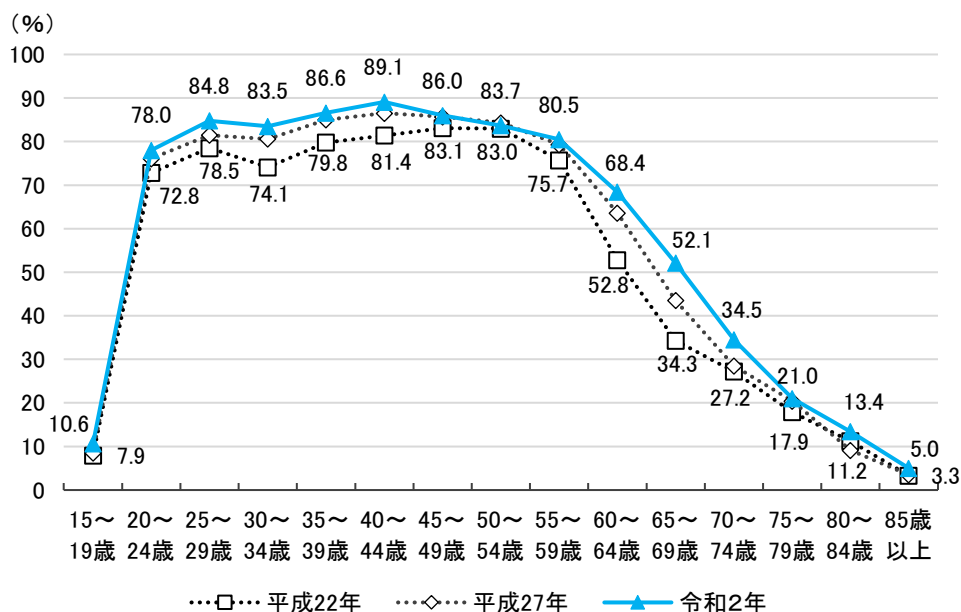


資料: 県人口動態調査

③女性の就労状況

女性の年齢別就業率は、令和2年では30代・40代で83.5%～89.1%となっており、10年前の平成22年と比べて6～9%高くなっています。子育て世代が、共働きで家計を維持している状況だと思われます。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■ 女性の就業率の推移 ■

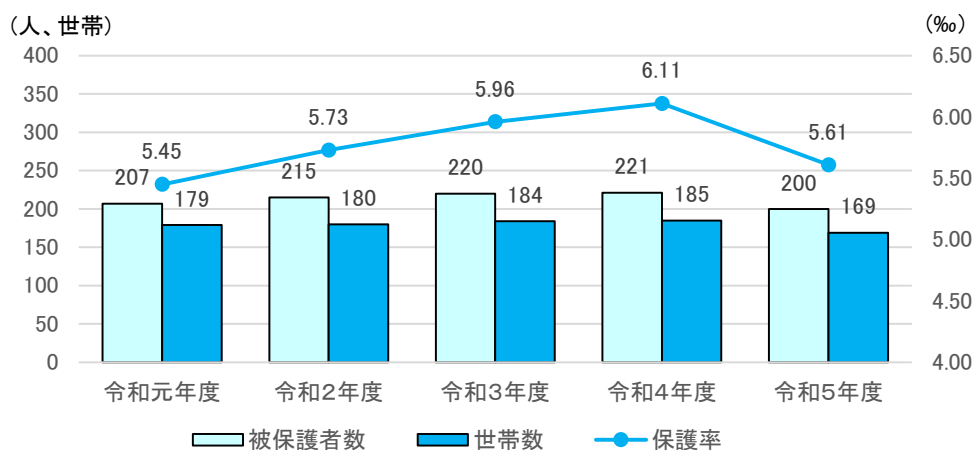


資料：国勢調査

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯は令和4年度までは増加していましたが、令和5年度で減少しています。

■ 生活保護受給世帯数及び保護率の推移 ■



資料：統計調査（各年度3月）

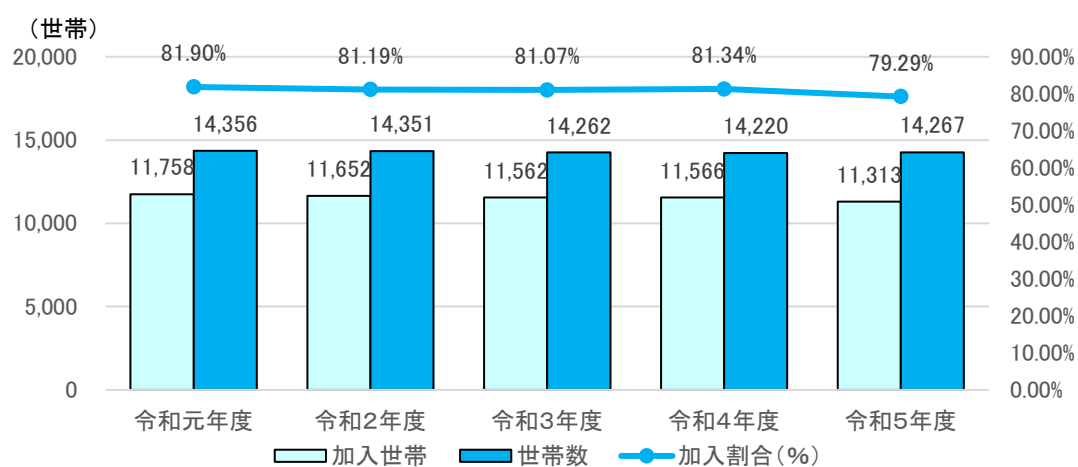
(8) 自治会加入率の推移

自治会加入率については、世帯数、加入世帯ともに減少しており、令和5年度の加入割合は79.29%となっています。

自治会加入率(参考値)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入世帯	11,758	11,652	11,562	11,566	11,313
世帯数	14,356	14,351	14,262	14,220	14,267
加入割合(%)	81.90%	81.19%	81.07%	81.34%	79.29%

自治会加入率(参考値)



資料:安来市地域振興課調べ

第2節 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、福祉課題、ニーズ等多様な意見等を得るため下記のアンケートを活用しました。

■■ 安来市の福祉に関するアンケート調査 ■■

調査対象	令和6年9月1日現在、安来市に住んでいる18歳以上の市民
調査期間	令和6年9月19日～令和6年10月2日まで
配布	2,000票 郵送配布
回収	845票(42.2%) 郵送回収:716票 Web 回答:129票

■■ 関係団体調査 ■■

調査対象	市内で福祉活動を行う団体
調査期間	令和6年9月19日～令和6年10月2日まで
配布	255票 郵送配布
回収	137票(53.7%) 郵送回収:108票 Web 回答:29票

(2) 調査結果 (抜粋)

① 安来市の福祉に関するアンケート調査

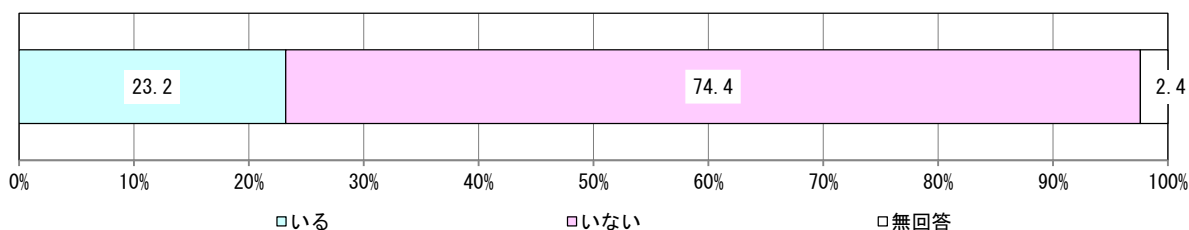
■ 世帯で福祉的な支援が必要人の有無。また、支援の必要な人の状況

調査世帯の約4分の1に支援が必要な人がいます。

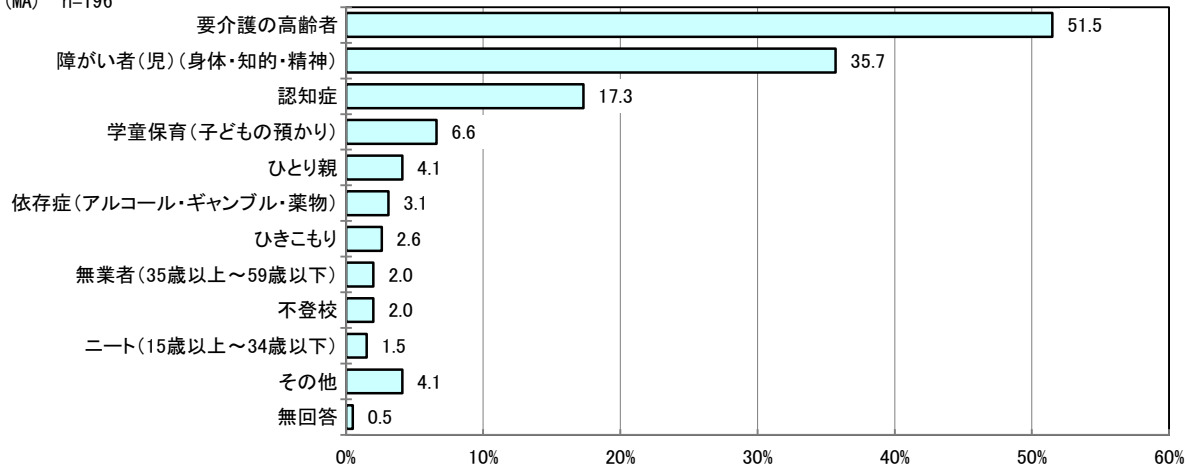
支援の必要な人は、「要介護の高齢者」が51.5%で、認知症も17.6%みられます。

「障がい者」に35.7%の回答があるほか、用意したすべての選択肢に回答があり、多様な支援が求められることがわかります。

(SA) n=845



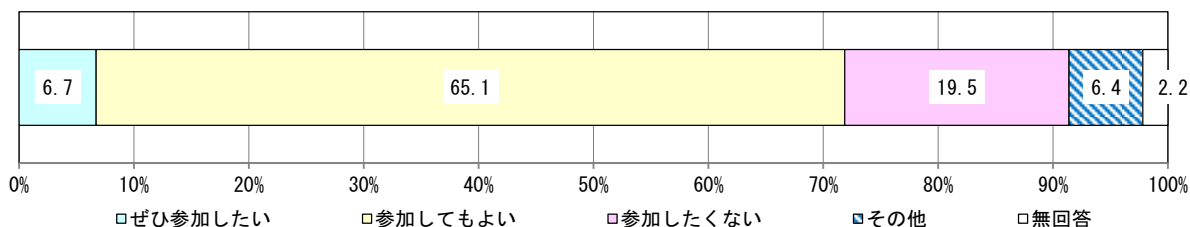
(MA) n=196



■ 地域の助け合い活動に参加したいと思いますか

「ぜひ参加したい」「参加してもよい」を合わせて7割以上が参加に肯定的となっています。

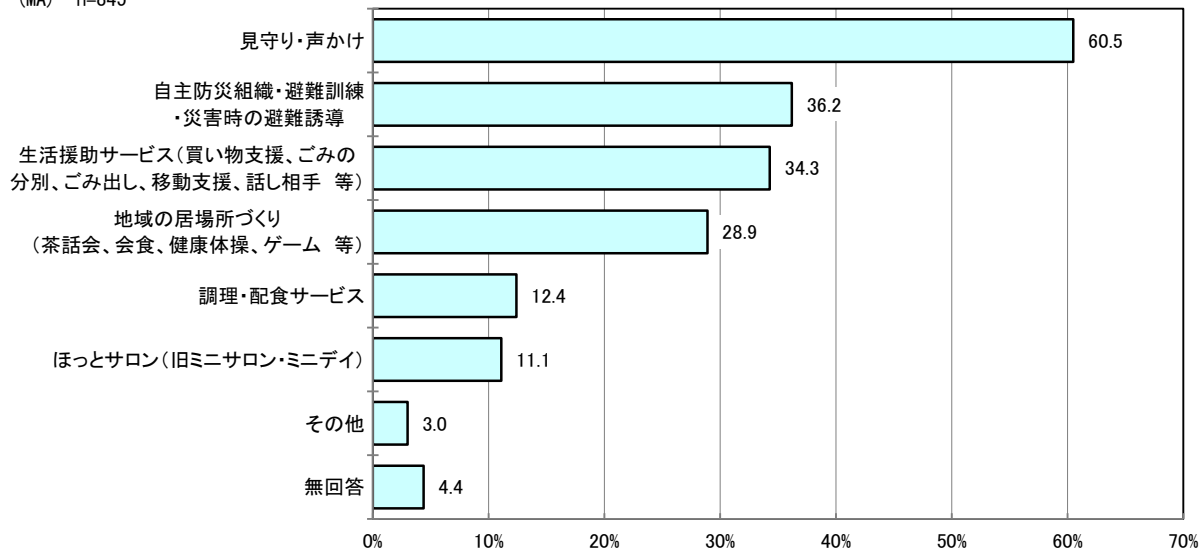
(SA) n=845



■地域で必要と思う助け合い活動

「見守り・声かけ」に約6割が回答しています。防災活動や生活支援にも3割を超える回答がありました。

(MA) n=845

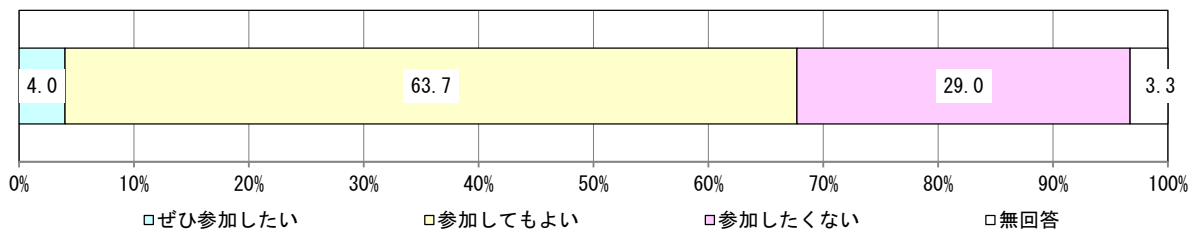


■ボランティア活動の参加意向と、参加のための条件

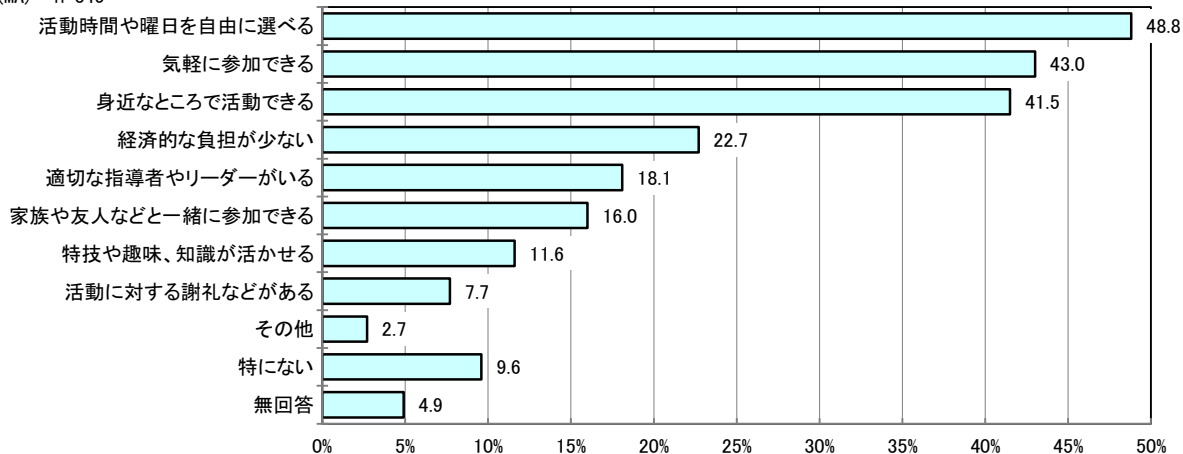
「ぜひ参加したい」「参加してもよい」を合わせて約7割が参加に肯定的となっています。

参加のための条件としては、「活動時間や曜日を自由に選べる」「気軽に参加できる」「身近なところで活動できる」が40%を超えています。

(SA) n=845



(MA) n=845



■生活する上での困りごとや不安なこと

「自治会・町内会の役割が負担なこと」が、25.0%で最も高くなっています。

「近くに買い物ができるところがないこと」が、伯太地区で34.4%と最も高くなっています。

「医療機関が遠く、時間がかかること」が、広瀬地区、伯太地区で25%程度と安来地区より高くなっています。

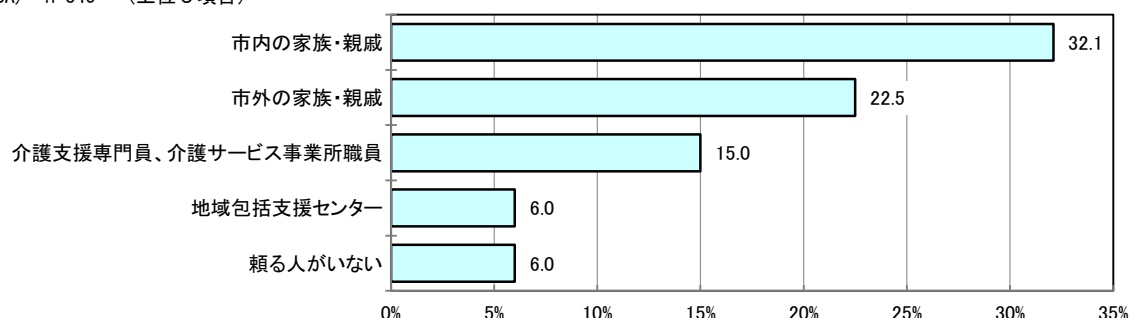
(上位10項目)	全体 n=845	安来地域 n=582	広瀬地域 n=155	伯太地域 n=96
自治会・町内会の役割が負担なこと	25.0	23.5	28.4	29.2
自宅、自宅周辺の手入れができないこと	19.4	18.4	24.5	17.7
近くに買い物ができるところがないこと(スーパーや商店 等)	18.9	16.5	18.7	34.4
医療機関が遠く、時間がかかること	14.6	10.5	24.5	25.0
家族の介護のこと	13.3	13.2	14.8	10.4
困ったときに、どこに相談に行けばよいかわからないこと	13.3	13.7	12.3	9.4
同世代の交流の場が少ないこと	13.0	12.2	16.1	12.5
現在の家屋では生活しづらいこと(老朽化、段差、トイレ、風呂場 等)	12.0	11.0	12.9	15.6
地震等で被災した場合、どこに避難すればよいかわからないこと	10.2	9.8	12.3	9.4
公共交通機関(イエローバス等)が少なく、外出が不便なこと	9.9	9.5	10.3	12.5

■困りごとの相談相手

「市内の家族・親族」が31.5%で最も高く、続いて「市外の家族・親族」が22.5%となっています。

市内外問わず、家族・親族へ相談する人が多いことから、高齢者の家族・親族が、安来市の高齢者福祉について理解していることが必要となります。

(SA) n=845 (上位5項目)



■福祉サービス情報の入手先

「市のホームページや広報」58.5%で最も高くなっています。

子どものいる30～40歳代では「学校・幼稚園・保育所」が他より高くなっています。

また、「SNS」において若い世代の方が回答が高い傾向がみられます。

「インターネット」は50歳代で39.4%となっていますが、60歳以上では低くなっています。

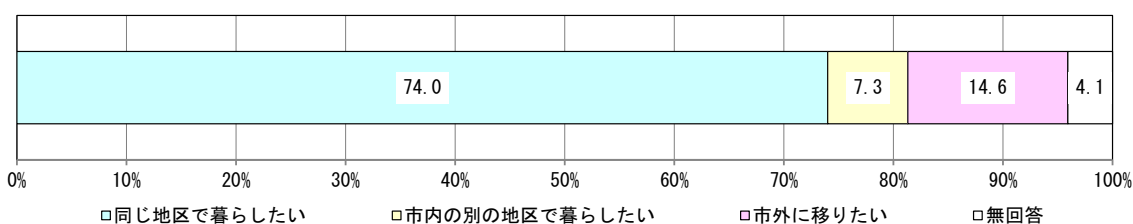
	全体 n=845	20歳代 n=41	30歳代 n=72	40歳代 n=125	50歳代 n=132	60歳代 n=190	70歳以上 n=278
市のホームページや広報	58.5	41.5	68.1	65.6	53.8	57.9	57.9
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	27.6	19.5	19.4	20.0	19.7	31.6	34.9
インターネット	24.7	34.1	34.7	36.8	39.4	20.0	11.9
隣近所の人・友人・知人	20.8	17.1	9.7	18.4	15.2	19.5	28.8
医療機関(医師・看護師)や薬局	18.0	19.5	9.7	12.8	16.7	21.1	20.5
市役所の窓口	14.9	12.2	9.7	13.6	18.2	16.3	14.4
福祉サービスの事業所または職員	14.4	2.4	9.7	11.2	12.1	20.0	16.5
社会福祉協議会の窓口や広報	8.0	4.9	1.4	4.8	6.1	10.0	11.2
学校・幼稚園・保育所	5.0	—	19.4	15.2	3.8	—	1.1
SNS	5.0	26.8	18.1	6.4	5.3	1.1	0.4
民生委員・児童委員	3.9	—	—	—	2.3	5.3	6.8
ボランティアやNPOなどの民間団体	0.5	2.4	2.8	—	—	—	0.4
その他	3.7	—	1.4	4.0	7.6	4.2	2.5
無回答	5.4	2.4	1.4	4.0	6.1	5.3	7.6

■現在の居住地区に将来も住み続けたいか、また、住み続けたい場合の理由

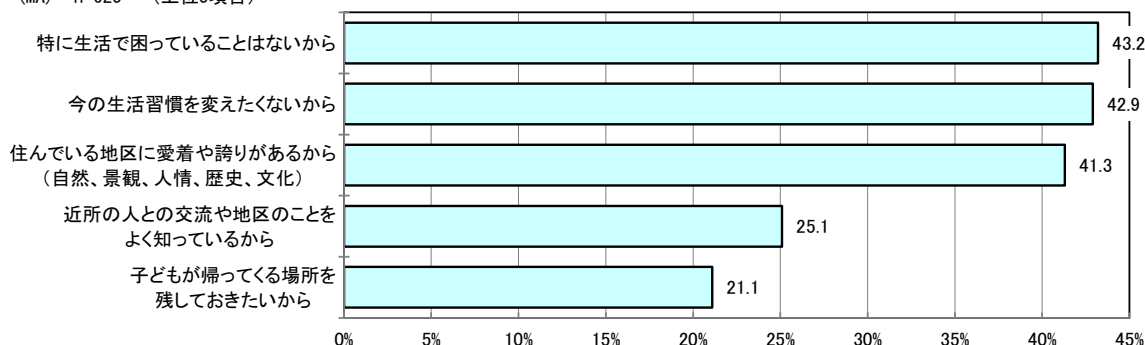
「同じ地区で暮らしたい」が74.0%で最も高くなっています。

住み続けたい理由では、「特に生活で困っていることはないから」「今の生活習慣を変えたくないから」「住んでいる地区に愛着や誇りがあるから」に40%を超える回答があります。

(SA) n=845



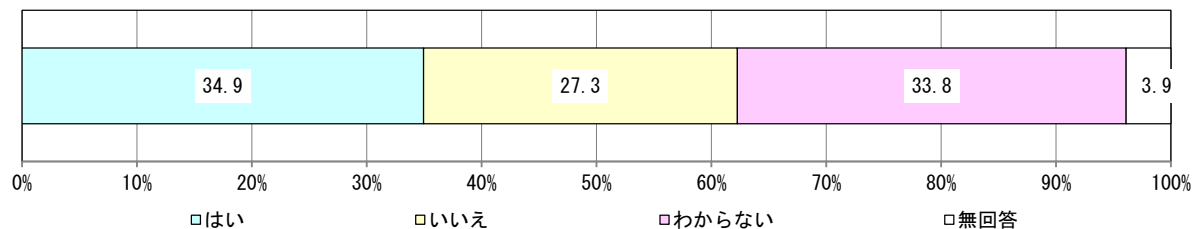
(MA) n=625 (上位5項目)



■緊急時に、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の避難等の手助けができるか

「はい」は34.9%となっています。日中は地区外で仕事をする人なども多く、若い世代ほど「わからない」が多い傾向があります。

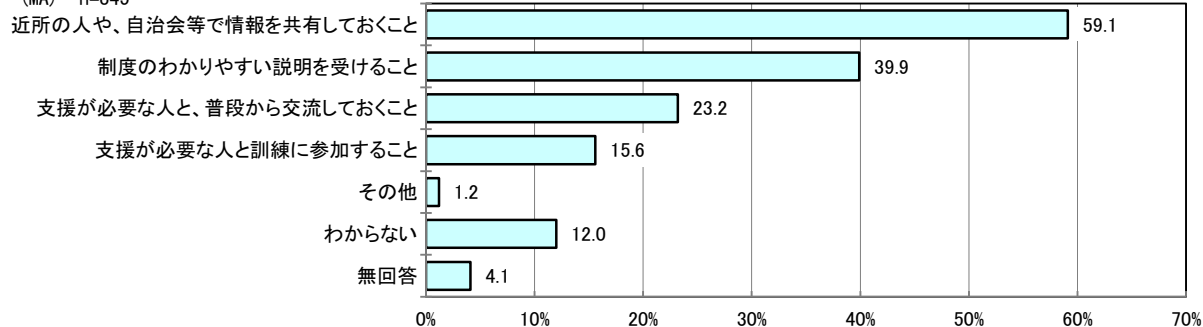
(SA) n=845



■避難行動要支援者を手助けするために、どのような機会や取組があればよいか

「近所の人や、自治会等で情報を共有しておくこと」が59.1%で最も高くなっています。「制度のわかりやすい説明を受けること」が39.9%で続いており、制度の周知が必要となっています。

(MA) n=845

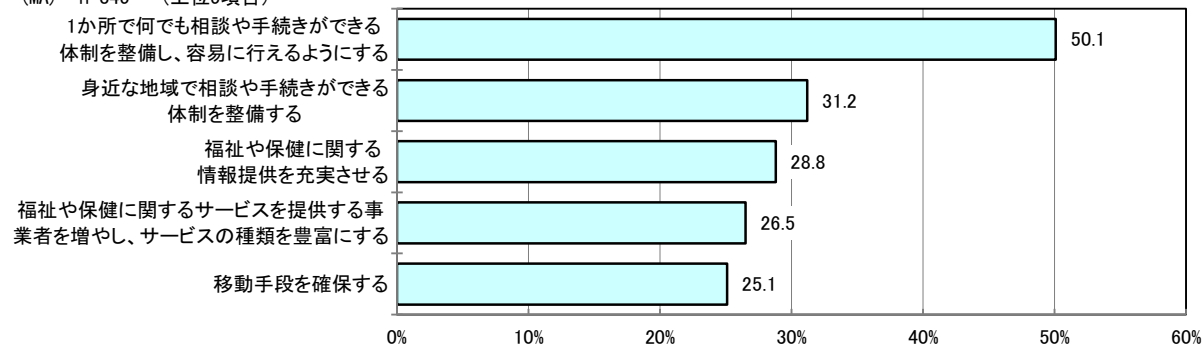


■誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要か

「1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が50.1%で最も高くなっています。続いて「身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する」の31.2%となっています。

重層的支援体制の整備により、ことわらない相談窓口の体制を整え、だれひとり取り残さない相談支援へつなげることが求められます。

(MA) n=845 (上位5項目)

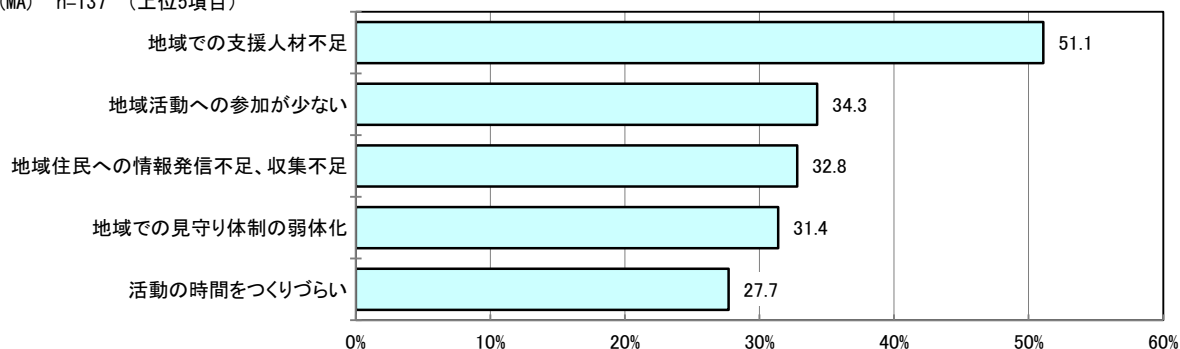


②関係団体調査

■活動を行う上で、課題だと感じていることや困っていること

「地域での支援人材不足」に51.1%の回答があり、人材や活動の後継者の問題が最も大きいと考えられます。また、「地域活動の参加者が少ない」「地域住民への情報発信不足、収集不足」といった、地域住民へのアプローチが必要な選択肢が上位に上がっています。

(MA) n=137 (上位5項目)

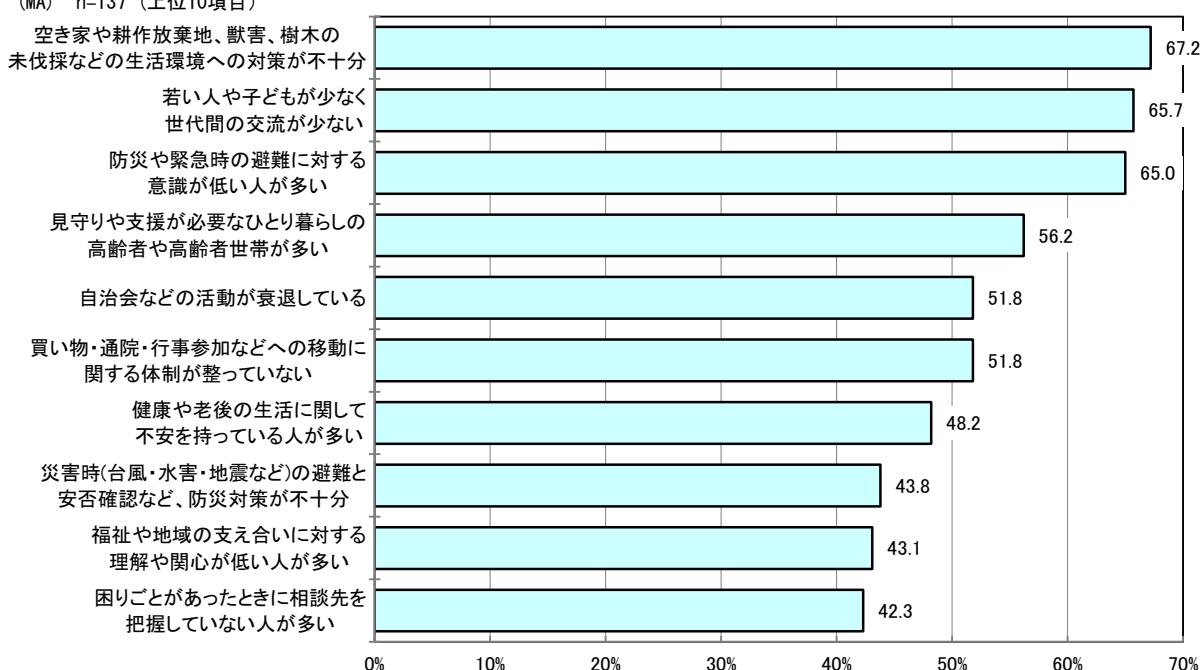


■活動を通じて感じる、地域の問題点や課題

「空き家や耕作放棄地、獣害、樹木の未伐採などの生活環境への対策が不十分」「若い人や子どもが少なく世代間の交流が少ない」「防災や緊急時の避難に対する意識が低い人が多い」の3項目に65%を超える回答があります。

福祉サービスの課題よりも、地域の将来や防災に関する課題の方が大きい状況となっています。

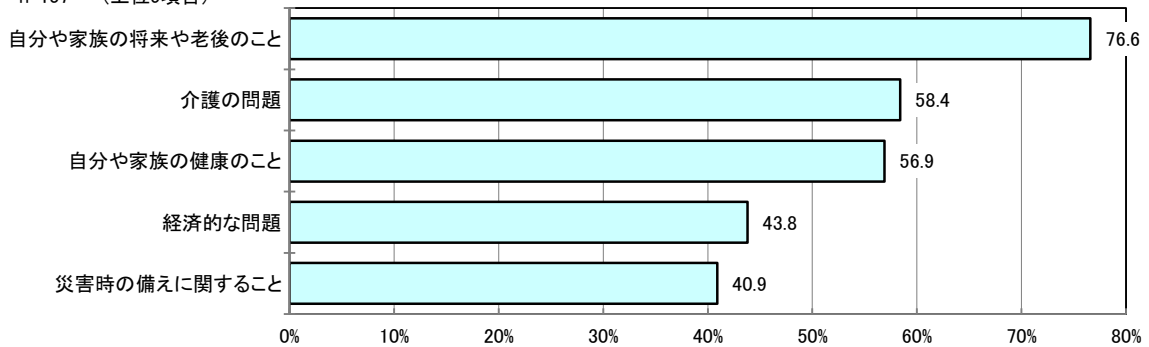
(MA) n=137 (上位10項目)



■地域の人々が感じる悩みや不安

「自分や家族の将来や老後のこと」が76.6%で最も高くなっています。「介護の問題」「自分や家族の健康のこと」が50%を超えています。

(MA) n=137 (上位5項目)

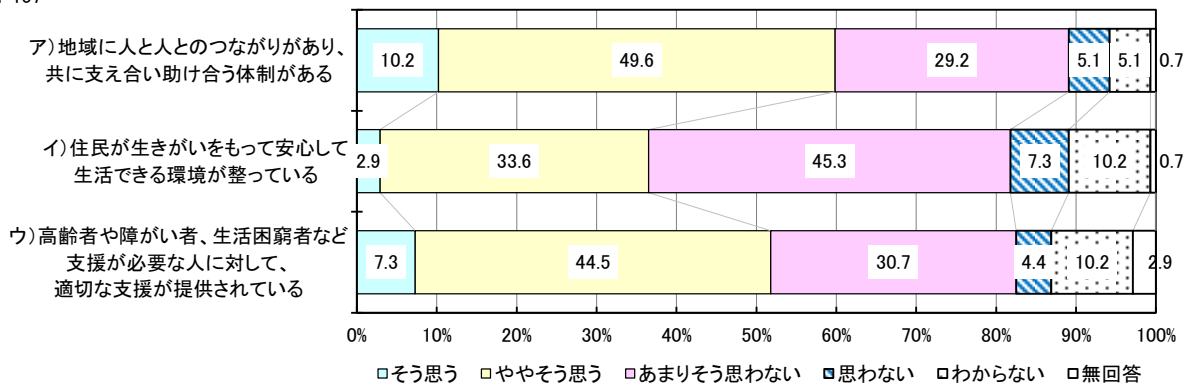


■安来市の福祉施策に対する評価

「ア) 地域に人と人とのつながりがあり、共に支え合い助け合う体制がある」「ウ) 高齢者や障がい者、生活困窮者など支援が必要な人に対して、適切な支援が提供されている」では、肯定的な評価が過半数となっていますが、「イ) 住民が生きがいをもって安心して生活できる環境が整っている」では否定的な評価が過半数となっています。

いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためのサービス面では充実していますが、住環境としては厳しい側面もあるとみられます。

n=137



第3節 第3期計画の評価・見直し

第3期計画においては、計画の進捗状況について社会福祉協議会や福祉課等で内容をとりまとめ、地域福祉計画検討委員会において年度ごとに点検・評価を行っています。ここでは計画期間の主な取組内容や課題、それを踏まえた地域福祉計画検討委員からの意見についてまとめています。

【第3期計画の施策体系】

【基本目標】

【基本施策】

1 人と地域を支える体制を目指す	地域福祉活動の促進
	地域での居場所づくりの推進
	自死を防ぐ社会づくり
	地域福祉活動の啓発
	福祉関係に従事する人材の確保
2 総合的な相談支援を推進する	地域包括支援センターの充実強化
	成年後見制度の充実
	虐待やDVから守るための支援
	生活支援事業と権利擁護センターの運営
3 安心して住み続けられる まちづくりを目指す	災害に備えた支え合い体制の構築
	防犯・見守り活動
	福祉環境の整備
4 地域の福祉課題に取り組む	介護予防・認知症対策
	子育て支援
	障がい者福祉
	生活困窮者支援
	高齢者と生きがい対策
	健康づくりと食育の推進
	再犯防止施策の推進

基本目標Ⅰ 人と地域を支える体制を目指す

現状と課題

- ・青少年健全育成として交流センターにおいて、情報共有等の支援を行っていますが、親同士が交流できる場が不足しています。
- ・ボランティアセンターへの会員募集などを行っていますが、市内のボランティア団体、やすぎボランティア団体ネットワークなどとの連携までには至っていない状況です。
- ・制度のはざままで解決困難な事例に対し緊急支援(貸付・子ども食堂の協力等)の実施に努めています。
- ・子ども食堂については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止にしていたが、令和5年度は全体で3回程度開催することができました。
- ・空き家や空き店舗の活用に関しては、所有者の意向の問題や交流拠点等への整備方針が現状検討できていないこともあり、進んでいない状況です。
- ・自死対策会議、庁内連絡会をそれぞれ3回開催し、安来市自死対策計画を見直し、第2次安来市自死対策計画を策定しました。
- ・自死予防週間、強化月間など様々な機会に相談窓口チラシを市内に設置・配布しました。また、ホームページやSNSなどを活用して周知を図っています。
- ・総合的な学習の時間や各教科等においてふるさと教育や福祉教育を推進しています。一方で、未実施の学校もあるため、引き続き実施に向けて働きかけていく必要があります。
- ・安来市身体障害者福祉協会や家族会などへ向けての出前講座や、各種サービス等の紹介記事を広報配布に併せて実施することで福祉行政についての周知を行いました。今後はSNS等様々な媒体を用いながら広く周知を行っていく必要があります。
- ・福祉人材の確保にあたっては、就職相談会、介護職員初任者研修を関係機関と連携して開催し、就職希望者の把握及び事業所へのマッチングを行いました。今後も関係機関と連携しながら人材確保の仕組みづくりに取り組む必要があります。

地域福祉計画検討委員会からの意見

- ・計画の認知度の低さも考慮し、今後も関係者との連携を深め、継続的な活動を行う必要がある。
- ・地域福祉活動におけるボランティアの貢献度は高い。ボランティアセンターの更なる周知を図り、ボランティアメンバーを掘り起こしていく必要がある。
- ・空き家の把握等は交流センターでも行ってはいるが、現状すぐ入居できる状況にないものが多い。支援が必要である。
- ・居場所づくりに欠かせないのが交通手段である。十分な居場所があってもその施設へ行くことができない世代がいるのではないか。イエローバスだけでなくデマンド交通体系を整備する必要がある。
- ・子ども食堂推進事業、ミニデイサービス、子育てサークル等の活動は評価できる。
- ・中学校での職場体験も行われており、未実施校への働きかけ等も含め、活動計画が十分に理解されるよう啓発活動に取り組まれることを期待する。
- ・関係機関との連携を図り、福祉の職場の魅力を広く伝えられるように啓発活動を行い、社会的な評価を高めていけるように取組をお願いしたい。

基本目標2 総合的な相談支援を推進する

現状と課題

- ・地域包括支援センターへ委託し総合相談体制を確立しています。新たに安来市社会福祉協議会が安来庁舎1階に福祉総合相談窓口を設置し、地域包括支援センターの職員も相談に従事しています。
- ・多職種連携においては、地域包括支援センター・在宅医療支援センターとの合同連絡会や多職種連携意見交換会を通じて、在宅医療・介護連携の課題の共有を図っています。今後は救急医療及び感染症対策等における医療介護連携の課題を踏まえて、連携協働のための協議を進めていく必要があります。
- ・認知症施策では、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームと協働し、認知症の人やその家族の状況に応じて必要な支援を行っています。また、認知症に関する講演会や出前講座、認知症サポーター養成講座などを実施していますが、認知症についての理解が十分浸透したとはいえず、引き続き地域住民への正しい知識の普及、啓発を行っていく必要があります。
- ・成年後見制度では、本人や家族が申立て困難な場合に市長申立てを行うとともに、後見人報酬の支払いが困難な人への報酬助成を行いました。また、法人後見利用支援事業を通じて、法人後見受任を行っています。成年後見制度の普及により、今後利用件数も増えていくことが見込まれるため、制度の受け皿となる市民後見人や法人後見の担い手等権利擁護人材の養成を中核機関及び関係機関と検討・実施していく必要があります。

現状と課題
・虐待等への対応について、高齢者の虐待では令和5年度に地域包括支援センターが対応した虐待（疑いを含む）に関する相談対応件数は延べ400件となっています。そのうち、通報・相談を含む新規14ケースのうち、8ケースが虐待判断となっており、必要に応じ施設入所、転居等の分離、養護者支援を行いました。子どもについては、要保護児童対策協議会が調整機関となり、個別ケース検討会議を60回開催しました。会議では情報の共有や援助方針、役割分担を決定し、効果的な支援を図りました。

地域福祉計画検討委員会からの意見
・地域包括支援センターにおいては、相談対応、介護予防、認知症対応、虐待対応等、その他全方位の対応できている。また、地域ケア会議の開催が成果を上げており、引き続きの取組を期待したい。 ・成年後見制度については、制度の認知度不足の面もあるが、研修会の実施や事業所向けの説明等の実施をされており、今後も継続した活動をお願いしたい。 ・虐待やDVから守るための支援については、行政や包括支援センター、警察など、関係機関が連携し対応できる体制が出来ている。今後も早期解決に努めてほしい。 ・フードバンクや子ども食堂を気軽に利用できる環境を整備してほしい。

基本目標3 安心して住み続けられるまちづくりを目指す

現状と課題
・避難行動要支援者名簿の更新を行い、災害時は、民生児童委員を通じて高齢者等へ早期避難の声かけをしてもらい情報共有が迅速にできるよう関係課等との連携を行いました。 ・安来市災害ボランティアセンターの運営体制については未だ整備できていない状況です。今後は運営体制の整備を進めていく必要があります。 ・防犯教室は、警察署と連携して市内全学校並びに希望する自治会及び事業所で実施されました。一方で刑法犯の認知件数は増加しており、引き続き関係機関と連携した取組を進めていく必要があります。 ・子ども達がSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるよう、人権教育や情報モラル教育を各校で実施しています。一方で年間数件のネットトラブルは発生しており、継続した取組が必要です。 ・高齢者、障がい者に対して介護タクシー等の特殊車両を用いた移動支援サービスを行う市内事業所が減少傾向にあり、今後も事業継続の働きかけを行っていく必要があります。 ・ファミリーサポートセンター事業について、少子化が進んでいますが、ニーズは高いものと考えられることから、乳幼児健診、個別相談等を通じて事業案内を行い、必要とされる人に利用を促していく必要があります。

地域福祉計画検討委員会からの意見

- ・地域コミュニティの結束、定期的な防災訓練やシミュレーションの実施等、関係機関との連携のほか、ボランティアセンターについては、他市町村への視察等も含め検討をお願いしたい。
- ・災害はいつ起こるかわからないので、体制の整備は急務である。
- ・各地区で学校、家庭、地域と連携した取組ができていていると思う。今後も警察等の関係機関との連携や地域全体での協力を促し、継続的な取組をお願いしたい。
- ・見守りネットワークは各地区で見守り隊などが活動しているが、全体を取りまとめる体制が出来ていない。
- ・福祉環境には、運転免許返納後における交通手段の確保が不可欠である。
- ・公共施設をはじめとしたバリアフリー化はすいぶんと進んできたと感じる。一方で建物の老朽化等の課題もあるため、関係機関と連携を行い、継続した取組をお願いしたい。

基本目標4 地域の福祉課題に取り組む

現状と課題

- ・認知症施策として、認知症初期集中支援チームにより、アウトリーチ型支援を積極的に行っています。また、安来市認知症対策推進会議を開催しており、会議を通じて今後も課題の共有認識を図っていく必要があります。認知症に関する講演会や認知症サポーター養成講座、認知症月間に合わせて「オレンジフェスタ」で啓発イベントを実施しています。一方で、認知症についての理解もまだ十分といえず、引き続き地域住民への正しい知識の普及、啓発を行っていく必要があります。
- ・子育て支援については、妊娠届出時にアンケート及び面接により支援が必要な妊婦を把握し、早期支援につなげています。また、各子育て支援センターと連携を図り、適切な支援につながるよう相談体制を整えています。一方で、様々な相談内容があるため、各関係機関と連携を密にとり、適切な支援となるよう資質向上に努めていく必要があります。
- ・障がい者福祉について、市内4事業所に安来市障害者相談支援事業を委託し、障がいのある人やその家族等からの日常生活における幅広い相談を受ける体制を整備しています。相談内容により、専門機関へつないだり、必要な福祉サービスの利用支援を行うなど、本人の意向に沿った伴走的な支援を行いました。複雑化・複合化した課題を抱える世帯については、基幹相談支援センターや地域包括支援センターなど関係する支援機関と連携をとり、支援を行いました。一方で、人材不足で相談支援専門員に負担がかかっており、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を配置する事業所が、島根県が行う相談支援専門員の実習の受け皿となったり、研修や事例検討などを行いながら、相談支援専門員の人材確保と資質向上につなげていく必要があります。

現状と課題

- ・生活困窮者支援については、個々の実情に応じて経済的支援や就労支援などの支援を行っていますが、相談数が増えており、困難なケースも多く対応に時間もかかっており、より効率的に実情の把握・対応方針の検討を行い、支援していく必要があります。
- ・高齢者クラブやシルバー人材センターについては、加入者や会員が減少しており、引き続き加入促進を図っていく必要があります。
- ・がん検診は、島根県が行う大腸がん検診未受診者対策事業への参加とコロナ禍以降中止していた大腸がん検診の郵送法の再開など特に大腸がんに関心をもち、結果として、大腸がん検診の受診者数は令和4年度よりも増加し、コロナ禍前を含む5年間で最も多くなりました。
- ・健康づくりとして、安来市健康推進会議を通じて、関係機関・団体と連携し健康づくりを進める環境づくりに取り組んでいます。令和5年度においては、特に安来市健康推進会議成人・産業保健部会において、構成団体のうち4団体において、健診・検診や食・運動について啓発コーナーを設置しました。さらに、啓発コーナー設置を受けて、啓発内容に関連した健康教室の依頼があり、関係団体と連携した健康づくり活動に発展しました。また、安来市健康推進会議地区保健部会では、しまね健康寿命延伸プロジェクト事業のモデル地区である十神地区や井尻地区・赤屋地区での健康づくり活動について報告するとともに、グループワークでは健康づくり活動のプラス1のアイデアについて意見交換を行い、各地区への波及を図っています。
- ・再犯防止施策として、市営住宅及び入居者債務保証制度の活用や就労に向けた支援を行っています。今後も保護司会と連携しながら活動の支援及び再犯防止、更生保護に関する理解促進を図っていく必要があります。

地域福祉計画検討委員会からの意見

- ・新規ボランティアが増えていないので引き続きの取組をお願いしたい。
- ・サロン活動など、制度は充実しているが、担い手不足によるサロン数の減少が続いている。
- ・介護予防や認知症対策には地域住民の理解促進も重要になると考えるので、啓発活動も含め、関係機関との連携を強化した取組をお願いしたい。
- ・子育て支援については、それぞれの区分で目標は充分達成出来ている。今後も様々な家族構成がある中、家族が安心して生活するため、ニーズに対応した支援の取組の継続に期待する。
- ・他市町村の施策例を参考に、安来市で子育てをしたい、安来市なら子育てができそうなどとなるように先進事例を先取りした対策を行ってほしい。
- ・障がい福祉について、制度やサービスは充実してきているが障がい者の利用につながっているか疑問が残る。
- ・関係機関との連携を図り、障がい者やその家族の声を反映させた取組ができるようお願いしたい。
- ・生活困窮者支援について、相談業務を積極的に展開されている点は評価する。引き続き取り組んでほしい。
- ・生活困窮者支援について、積極的に行ったとあるが基準がわからない。課題と改善方針でも、消極的な記載もある。生活困窮者への支援改善に向けた継続的な取組をお願いしたい。

地域福祉計画検討委員会からの意見

- ・高齢者クラブ、シルバー人材センターなど、担い手の減少が顕著になっており、今後対策が必要である。高齢者の生きがいを支える団体なので引き続き支援をしてほしい。
- ・健康づくりについては、安来市健康推進会議を中心に対処が図られている。健康づくりと食育の推進には、地域の関係機関やコミュニティとの連携が重要になるが、イベントや推進活動を通じて、情報共有や協力体制の強化をお願いしたい。
- ・再犯防止施策について、保護司の活動について更なる周知を行ってほしい。社会を明るくする運動の関係行事の開催をより強化していただきたい。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念（スローガン）

人と地域で支え、助け合う、地域共生のまちづくり

超高齢社会において、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが進められています。一方、地域共生社会の実現に向けては、包括的ケアシステムの理念を、高齢者のみならず、障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える人にも広げていく必要があります。これまで日本の福祉制度は、対象者別に法律が定められ、縦割りであることが指摘されてきました。地域の中には、8050問題、介護と育児のダブルケアなどの複合した課題や多重債務や離婚等、さまざまな問題が混在している場合があります。

こうした状況の中で、住民主体の活動によって、地域課題の解決力を高めていく地域づくりと、公的サービスの総合的な提供の体制づくりの重要性を踏まえて、支援を必要とするすべての人々を対象とした地域包括ケアの進化を目指します。

近年では、その地域に暮らす住民自身の参画やボランティアなどのインフォーマルな社会資源への期待が高まっている状況です。住民同士が地域の課題を共有し、「住み続けたいと思う地域の姿」を行政、社協等と住民が共に描くなかで、必要な助け合いや生活支援のための仕組み、地域にマッチしたサービスを開発する必要があります。こうした活動は、住民主体の地域づくり、福祉でまちづくりそのものと言えるでしょう。

市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分の役割と生きがいを持って、地域福祉活動に参加し、愛着のある地域で、共に生き、助け合いができる環境を支援します。

第2節 基本目標

基本目標1 人と地域を支える体制を目指す



高齢者単身世帯の増加や地域関係の希薄化等により、孤独・孤立の問題が深刻化するなかで、地域の見守りや関係づくりによって安心・安全に生活していくことができる地域社会を構築することが重要となっています。地域住民が主体となった地域活動を促進し、地域の支え合いの基盤を整備するため、担い手の養成やボランティア参加促進、福祉教育の充実などにより活動の参加意欲の醸成を図ります。また、地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を図り、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、住民同士がつながりあい支えあう体制づくり、地域の居場所づくりや生きがいづくりについて取組を進めます。

基本目標2 総合的な相談支援を推進する



高齢者人口の増加に伴い、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供・支援を行える既存の地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。虐待やDVなどの生活課題や福祉ニーズに対応するため、権利擁護の取組の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を行います。また、複合的な問題の顕在化が進む中で、分野別の支援では解決できない課題や、生活課題を世帯の中で抱え込む事例が問題となっています。どんな相談でも受け付ける包括的な相談支援体制の整備と分野横断的な支援に取り組むとともに、支援を必要とする人に対して積極的に働きかけるアウトリーチの支援に努めます。

基本目標3 安心して住み続けられるまちづくりを目指す



誰もが安心安全に暮らし続けることができるまちづくりを目指し、生活住環境の整備、確保に努めるとともに、地域の中で防災・防犯体制を構築します。災害については、地域防災力を強化する必要があります。そして、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の防災意識の下、地域住民同士の支え合いの体制の構築が大切です。また、災害時の避難に不安のある人も、日ごろから安心して地域の中で生活できる体制づくりに取り組みます。

基本目標4 地域の福祉課題に取り組む



各分野の計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、やすぎっこしあわせ計画、健康増進計画・食育推進計画、自死対策計画、男女共同参画計画、地域防災計画）の中から、基本理念と基本目標に関する、各福祉分野の施策の方向性を示しています。複合的な課題への対応が求められるなかで、分野横断的な支援を行うための多機関協働の体制づくりにも取り組みます。

第3節 計画の体系

【基本理念】

人と地域で支え、助け合う、地域共生のまちづくり

【基本目標】

【基本施策】

1 人と地域を支える体制を 目指す	1 地域福祉活動の促進
	2 地域での居場所づくりの推進
	3 自死を防ぐ社会づくり
	4 地域福祉活動の啓発
	5 福祉関係に従事する人材の確保
2 総合的な相談支援を 推進する	1 地域包括支援センターの機能強化
	2 成年後見制度と権利擁護の充実 (成年後見制度利用促進基本計画)
	3 虐待や DV から守るための支援
	4 重層的支援体制の整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)
3 安心して住み続けられる まちづくりを目指す	1 災害に備えた支え合い体制の構築
	2 防犯・見守り活動
	3 福祉環境の整備
	4 生活支援事業の充実
4 地域の福祉課題に 取り組む	1 介護予防・認知症対策
	2 子育て支援
	3 障がい者福祉
	4 生活困窮者支援
	5 様々な課題を抱える人への支援
	6 高齢者と生きがい対策
	7 健康づくりと食育の推進
	8 再犯防止施策の推進 (再犯防止推進計画)

第4章 目標に向けた取り組み

基本目標Ⅰ

人と地域を支える体制を目指す



Ⅰ. 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の推進には、地域住民による自治会活動や民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動などにより、地域の支え合いの基盤を整備する必要があります。

しかしながら、自治会活動では、自治会加入率の減少に加え、役員のなり手がなく、高齢化しています。

すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つことができるよう、情報発信を行うとともに、地域活動に参加できるようにするためのきっかけづくりに努めます。また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、働きかけや支援を行います。

社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティア活動に関心を持ち、ボランティアとして参加を促す仕組みづくりを進めていきます。

ボランティアセンターとやすぎボランティア団体ネットワークの間での交流や連携を促進し、多様化するボランティアのニーズに対応する体制を整えることが必要です。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 身近で行われている自治会活動や地域福祉活動に参加してみましょう。
- ボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- 自治会における役員、活動のあり方、活動内容について点検し、参加しやすい自治会活動にしましょう。
- 一部の人に負担がかからないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 事業者や企業は、積極的に地域の活動に協力しましょう。
- 企業や事業者は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	自治会の加入促進	●加入促進に向け、様々な機会を捉えて、市民に自治会の役割や意義を説明します。	地域振興課
2	地域福祉ネットワーク形成	●地域で活動する様々な団体が、協働して地域福祉課題の解決に取り組めるよう、安来市社会福祉法人連絡会等関係機関と連携し、団体のネットワークの形成を図ります。	社協
3	青少年の健全育成	●交流センターの取組を進めるとともに各交流センターの情報共有を支援し、地域での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。 ●親学支援・ファシリテーターの育成等と併せ、関係機関との連携強化に取り組むとともに、子育て中の親にとって「入りやすい」「居心地が良い」と感じられる雰囲気づくりに努めます。	地域振興課
		●関係機関との連携強化に取り組むとともに、子育て中の親にとって「入りやすい」「居心地が良い」と感じられる雰囲気づくりに努めます。	社協
4	ボランティア活動の支援	●広報等を通じて、ボランティアセンターの会員募集を行います。 ●ボランティア活動に興味や関心を持ち、ボランティアとして参加を促す仕組みづくりを進めます。 ●市内のボランティア団体、やすぎボランティア団体ネットワークなどと連携、交流し、活動者の育成に努めます。 ●やすぎボランティア団体ネットワークなどと連携し、様々な分野の講座やセミナー等を実施し、ボランティア活動に関心のある人を増やします。	社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
5	ボランティア団体の支援・育成	●生活支援ボランティア養成講座などのボランティア講座や研修会を活用し、ボランティアの養成、育成を図ります。	地域振興課
		●ボランティアコーディネート（マッチング）機能を充実させるとともに、個人・団体のボランティア育成や幼少期からボランティアの心を育めるような活動を推進することで、ボランティアに関心を持てるよう取り組みます。	地域振興課 社協
		●安来市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。	社協
6	各種募金や寄付活動の推進・資金調達の支援	●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄付活動を促進し、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。	社協
7	地区社会福祉協議会活動の支援	●地区社会福祉協議会の活動が活発化するように、地域で活動する団体や企業などと連携した取組を推進し、地区社会福祉協議会への参加促進を支援します。 ●住民による地域福祉活動を推進するために、地区社会福祉協議会に対し活動支援や財源の支援を行います。 ●地区社会福祉協議会や地区民生委員の運営に協力し、安来市全体の地域福祉活動の在り方について協議します。	社協
8	社会福祉法人連絡会との連携	●市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「安来市社会福祉法人連絡会」と連携し、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組を検討するとともに、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組を行います。	社協
9	事業所や企業への働きかけ	●事業者や企業が、地域福祉活動に協力し、社会福祉に貢献するよう積極的に働きかけます。	社協
10	大阪健康福祉短期大学 安来キャンパスとの連携	●大阪健康福祉短期大学安来キャンパスと連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図ります。 ●奨学金を貸与することにより、大阪健康福祉短期大学安来キャンパスに安心して修学できる環境をつくります。	広瀬地域センター

■ ■ 総合計画（令和7年3月時点） ■ ■

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
自治会加入率	79.29%	79.29%
ボランティア登録者数	35名	100名

■ ■ やすぎボランティア団体ネットワーク所属団体（令和6年4月1日現在） ■ ■

分野	団体数	会員数
保健・医療・福祉分野	4	58名
環境保全分野	4	82名
子どもの健全育成分野	4	140名
文化・芸術・情報分野	2	48名
計	14	328名

2. 地域での居場所づくりの推進

地域のつながりの希薄化が進み、一人暮らしの高齢者の社会的な孤立が懸念されています。つながりの希薄化や社会的孤立は、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりが必要です。

近年では、少子化や両親の就労状況の変化などから、子どもの遊び場や食事の世話などが必要な場面が増えており、子どもたちが気軽に集まって交流できる居場所づくりが求められています。

市、社会福祉協議会、地域、福祉事業所等が協働し、地域の居場所づくりを進めていくことが大切です。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 積極的に交流センターの行事に参加しましょう。
- 交流センターや身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- 地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 交流センター、公民館、集会所、既存施設や空き店舗の有効活用を考えましょう。
- 企業や社会福祉団体等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや、住民同士の交流スペースとして検討しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	既存施設の活用促進	●幼保園や学校などの地域とのかかわりが深い施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。	地域振興課
2	コミュニティ施設整備支援補助金・地域づくり支援事業補助金の交付	●研修開発等の活性化事業、町おこし等の活性化事業等を行う自治会をはじめとする民間団体に対し、「安来市地域づくり支援事業補助金」を交付します。 ●利用者から意見等を伺いながら、活用しやすい制度となるよう見直しを行います。	地域振興課
3	地域の居場所づくりの推進	●ほっとサロン事業活動等住民の自主的な地域活動による高齢者の居場所づくりを支援し、人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進します。また、介護予防の促進や個別課題の発見に努めます。 ●子どもの広場・子育てサークルや子ども食堂等、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援します。	介護保険課 社協 子ども未来課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
4	子どもの体験・交流活動の推進	●地域での子どもに対する体験・交流活動が推進できるよう、地域との情報共有・連携を図り支援を充実させていきます。	地域振興課 社協
5	高齢者と子どもの世代間交流	●子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化・スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を促進します。 ●地区内の子どもと高齢者が一緒に正月のしめ縄づくりを行うなど高齢者が地域に息づく伝統文化を、子どもや地域の人々に伝えていく活動支援やふるさと教育、各団体での活動を通じた高齢者と子ども、地域との交流を促進します。 ●世代間共通の趣味や、興味関心を活かした内容の企画など、活力にあふれる地域づくりを目指して、行政や学校、地域団体などと連携し、継続性と発展性を意識し今後も取り組みます。	地域振興課 社協
		●各地区交流センターを中心に行われている世代間交流プログラムの企画・実施について、継続的に世代間交流ができる仕組みづくりを検討します。	地域振興課
6	困難を有する子ども・若者の居場所づくり	●社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が、安心できる場所で、他者との交流や社会体験などを行うことで、自身の成長や自立に向けた意欲を醸成するため、年間を通じて利用できる居場所を設置します。	福祉課
7	地域活動への参加・ふれあいの場づくりの促進	●障がい者が地域の活動に参加することで生きがいをもって生活ができるよう、ボランティア活動や地域行事などに参加しやすい環境づくりを進めます。	社協
8	地域活動支援センターの機能強化	●障がいのある人が自由に利用でき、地域活動や地域との交流を促進する「安来地域活動支援センターステップ」の機能強化を図ります。	福祉課
9	事業所や企業への呼びかけ	●社会福祉法人や企業等に対し、社会貢献活動の一環として地域組織や地域福祉団体の地域福祉活動を支援するために、可能な範囲で所有する施設を開放するよう、協力を働きかけます。	福祉課 社協

3. 自死を防ぐ社会づくり

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」です。

そのため、自死対策は「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やす取組を行い、まさに「生きることの包括的支援」として推進することが重要です。包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や関係機関・団体が密接に連携する必要があります。

さらに、自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、「誰も自死に追い込まれることのない安来市」の実現を目指します。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 自死する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自死対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されることが大切です。
- 自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込まず、「こころの相談窓口」等に相談しましょう。
- 自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の医療機関（精神科・神経科・心療内科など）や「こころの相談窓口」等に相談しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民が連携・協働し、一体となって推進していくために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきましょう。
- 企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組ましましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	地域におけるネットワークの強化	●市ではすでに関係機関・団体で構成する安来市自死対策会議と庁内関係課による安来市自死対策庁内連絡会議を開催し、横の連携を深めていますが、さらなる連携強化に努めます。	いきいき健康課
2	女性や子どもの自死対策の強化	●女性や子どもの自死対策を強化するため、教育・福祉・保健などの関係機関が連携した取組を推進します。	いきいき健康課 子ども未来課 学校教育課 福祉課
		●学校や地域に子どもや女性の悩みを相談できる窓口を設置し、メンタルヘルスケアや経済的支援などについての相談に応じます。	社協
3	自死対策を支える人材の育成	●自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	いきいき健康課
4	生きることの促進要因への支援	●自死対策は、個人間や社会全体においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。こうした点を踏まえて、「生きることの促進要因」の強化につなぎ得る様々な取組を推進します。「こころの健康相談」などの相談事業を行います。また、安来市の女性の自死者数は横ばいの状態で推移していますが、全国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自死の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自死者数の増加が続いています。このことから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえた自死対策を進めます。	いきいき健康課 子ども未来課
5	相談窓口の周知	●多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。また、新たな取組として SNS を活用した相談窓口等の普及啓発を行います。	いきいき健康課
6	市民への啓発と周知	●心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口について、リーフレットの作成・配布を通じて普及・啓発を行っていきます。また、市民向けの講演会やイベント等を開催し、自死予防の普及・啓発を行います。また、新たな取組として SNS を活用した相談窓口等について周知を行います。	いきいき健康課

■ ■ 自死対策計画(令和7年3月時点) ■ ■

評価項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
ゲートキーパー養成講座受 講団体数	1団体／年	4団体／年

4. 地域福祉活動の啓発

地域福祉を充実していくためには、自治会や交流センター、地区社会福祉協議会など既存の地域組織の活動を活性化していくことが大切です。そのため、多くの人に、地域や福祉を「わが事」として関心を持ち、地域組織の活動に関わりを持つことが大切です。

また、市民や地域が関心のあるテーマは、健康づくり、介護予防、防災、子育て支援などそれぞれ異なっていることから、地域住民のニーズを把握し、啓発していくことが重要です。

住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や福祉の心が育まれるよう働きかけを行います。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 市民に対し、地域活動の周知を図り、参加を呼びかけましょう。
- 交流センターなどで行われる各種講座に参加しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 地区社会福祉協議会の活動に協力しましょう。
- 福祉学習の機会を提供しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	地域住民への普及啓発	● 地域福祉や福祉サービスに関する情報について、市広報紙、ホームページ、やすぎどじょこテレビなど様々な媒体を利用して、地域住民に普及・啓発を図ります。	福祉課
		● 広報誌「社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていきます。	社協
2	学校と連携したふるさと教育、福祉教育	● 全小中学校に設置した学校運営協議会を通じて、子どもの豊かな人間性を育ていけるよう、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育、福祉教育を推進します。 ● 児童・生徒が身近な地域に愛着を持ち、また福祉の心を育めるよう、小学校の「総合的な学習の時間」や中学校の「特別活動」における体験学習に、安来市の福祉部局や市社協が協力し、福祉学習の機会を提供します。また、福祉に関わる学習や職場体験に関して各小学校に発信するとともに、未実施校に対して実施に向けて働きかけます。	学校教育課 社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	福祉や人権に関する研修会の実施	●交流センター等で実施する講座において、人権に関することや、福祉や地域への愛着を育むようなテーマを設定し、住民に働きかけます。 ●行政機関だけでなく、地域の福祉・ボランティア団体などと共催し、より多く参加してもらえるよう配慮します。また、複数回の実施等、継続的な活動を目指し、地域全体の人権・福祉意識の向上につなげます。	人権施策推進課
		●市民一人ひとりの状況により、偏見や人権侵害が起こらないよう、理解の促進を図るとともに、啓発のための講習やセミナーなどを開催します。	人権施策推進課
		●住民を対象にした、地域福祉活動への関心や意欲を高めることや、高齢者や障がい者への理解を深める研修会等（あいサポート運動）を実施することで、住民の福祉意識の啓発を推進します。	社協
4	人材発掘・地域福祉活動への参加促進	●地域福祉活動において、新たな担い手やリーダーとなることが期待できる潜在的な人材を発掘するため、県社協や市社協と協力しながら、様々な研修会や講演会への参加促進の情報発信に努めます。	福祉課
		●地域住民と連携し、地域福祉活動の新たな担い手として、またはリーダーとして活躍が期待できる潜在的な人材の発掘を支援します。	社協
		●県社協・市社協と調整・協力を継続し、各種研修会や講演会への参加促進を図ります。	社協
5	地域福祉活動やボランティア活動に関する講座や研修の実施	●地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動に関する研修会等を実施します。 ●ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティアセンター事業の内容の充実を図ります。 ●各種講座や研修会等の情報共有や市民に対しての広報に努めます。	福祉課 社協
6	職員の地域福祉活動の推奨	●県社協等の研修会を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の意識向上を働きかけます。 ●職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。 ●互助会活動を通じて、コミュニケーションを図るとともに、職場環境の改善や整備を行います。	社協

5. 福祉関係に従事する人材の確保

要介護の高齢者が増加するなかで、介護人材の不足が大きな問題になっています。また、厳しい業務に見合わない就労条件のなか、介護に従事している人の離職が大きな問題になっています。また、人口減少社会で、労働人口が減少するなか、福祉関係従事者（介護職、相談・支援・指導員、保育士、ホームヘルパーなど）人材の確保がますます難しくなっている状況にあり、人材の不足により、福祉サービスの提供や、質の低下など影響が出ています。

資格や経験のある市民の福祉職への就労を促進するとともに、若い世代への支援や学校における福祉教育などを通して、将来の福祉人材の育成・確保を進めていく必要があります。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 介護、福祉に関する研修等に積極的に参加しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 事業者は、職員の離職を防止し、処遇改善、職場環境の整備に努めましょう。
- 事業者は、研修、セミナー等を実施し、職員のスキルアップを図りましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	島根県福祉人材センター等との連携	● 島根県福祉人材センター（島根県社会福祉協議会）、ハローワークと連携し、情報提供などを行います。 ● お仕事相談会をはじめとした催事に対し、積極的な広報に取り組み、就労相談の機会の充実を図ります。	介護保険課 福祉課 社協
2	保育人材の確保	● 国の制度などを活用し、保育士の処遇改善や労働環境向上を図り、保育人材の確保に努めます。	子ども未来課
3	福祉人材の確保	● 大学、専門学校の学生等、医療、介護、福祉の実習を積極的に受け入れ、地域で活躍できる人材の育成を支援します。 ● 若年層に対する介護職への魅力発信を図るとともに、新卒学生、UI ターン者、外国人材、定年、子育て後のセカンドキャリア人材など、多様な層に対して資格取得支援、事業者とのマッチング支援、定着促進等の取組を実施します。	介護保険課 社協
4	短期学校によるスキルアップ講座	● 大阪健康福祉短期大学安来キャンパス等の各種学校と連携し、介護、福祉に関する研修等を開催し技能の向上を図ります。	介護保険課 社協

TOPICS

■ ■ 介護人材確保育成事業（安来市介護保険課） ■ ■

介護や福祉の分野で人手不足が深刻化している状況を受けて本市では、「介護人材の確保と育成」を重要課題に挙げ、さまざまな施策に取り組んでいます。

● 介護の仕事の魅力を発信

まずは中高生に介護や福祉の仕事へ関心を持ってもらうため、現場の介護士から寄せられた声などをまとめたガイドブックを作成し、市内の中学・高校や市内外の専門学校などに配っています。進路選択の参考にしてもらうため高校生向け



には、大阪健康福祉短期大学安来キャンパスで介護の授業を企画したり、企業見学バスツアーで市内の福祉事業所を訪問してもらうなど、リアルな体験や現場の生の声を通して介護や福祉の仕事を知ってもらっています。

● 介護人材の求人活動を支援

企業側の採用活動や学生・社会人の就職活動を円滑にする支援を行っています。民間から講師を招き、福祉事業者を対象にした「介護人材採用力向上セミナー」を安来商工会議所で開催し、求職者とのマッチングのノウハウを学んでもらいました。

本市が学生を対象に開いた就活イベントには介護事業者にも参加してもらいました。また、島根県広島事務所が広島県内の大学に担当者を派遣し、「しまね就職相談会」を実施しており、本市の企業をPRしています。



● 介護職員を目指す修学への支援制度

本市は独自に、大阪健康福祉短期大学安来キャンパスの在学生を対象に年間 80 万円を上限にした無利子の奨学金貸与（返還免除規定あり）の制度を設けています。また、市内の介護事業所で働く意思があれば、介護職員初任者研修が無料で受講できます（テキスト代は自己負担）。同研修の修了認定を取得すれば、介護サービス事業所、施設等で介護スタッフとして働くことができます。

基本目標2

総合的な相談支援を推進する



1. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核的な機関です。全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域づくりを目指し、公正・中立な相談機関として高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進等包括的な推進に努めます。

総合相談や地域ケア会議等により明らかになった地域課題に対して、介護保険サービスの利用支援、介護予防・日常生活支援総合事業等に適切につなげるとともに、住民主体の介護予防・助け合い活動を進めるサロン活動等の支援に努めます。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 高齢者福祉、介護保険など総合的な窓口として利用し、福祉に関する情報を得ましょう。
- ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 困っている人がいたら相談方法を教えてあげましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 地域包括支援センター等の活動について理解を示しましょう。
- 福祉に関する情報を提供しましょう。
- 相談を受けたら「地域包括支援センター」につなぎましょう。

取組内容

No	取組	内容	担当
1	総合相談業務の推進	●「地域共生社会」の実現に向け、関係機関と連携して「断らない相談支援」の体制強化を図り、複雑・複合化するニーズに対応していきます。	介護保険課 社協
2	多職種連携の体制整備	●医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域での暮らしを続けることが出来る地域を目指し、医療、介護に従事する多職種が課題を共有し、一体となって支援できる体制づくりを進めます。	いきいき健康課 介護保険課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	地域ケア会議の充実	●地域包括支援センターが実施する自立支援型、個別事例の地域ケア会議から地域の課題を抽出し、日常生活圏域での校区別ケア会議、市全体での地域ケア推進会議において課題解決に向けた検討を行うとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの点検、支援を行います。	介護保険課
		●地域ケア会議（個別・校区別）を通し、多職種連携のケアマネジメント支援を行います。	社協

TOPICS

■ 安来市地域ケア推進会議（安来市地域包括支援センター） ■

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために欠かせない「住民主体の移動支援」の可能性を探ろうと、「令和5年度安来市地域ケア推進会議」が令和6年3月2日に安来市総合文化ホールアルテピアで開かれ、関係機関の関係者や市民たち約100人が参加しました。

● 地域に即した「住民主体の移動支援」の可能性を探りました

専門家2人が「総合事業における移動支援と財源づくりについて」「住民主体の移動支援について」をテーマに基調講演を行いました。講演を受けて安来市地域包括支援センターのセンター長は「校区別地域ケア会議の報告と提案」と題して地元の現状について説明しました。

さらに専門家2人にコーディネーターとアドバイザーに迎え、市の地域包括ケアシステムに向き合う担当者3人がパネリストとして全体協議を行いました。「地域における移動支援について」をテーマにそれぞれの立場から活発に意見交換をしました。参加者の関心は高く、アンケート回答者の7割近くが移動支援に「協力できる」と答えました。



2. 成年後見制度と権利擁護の充実（成年後見制度利用促進基本計画）

（1）計画策定の趣旨

近年、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増えており、今後も身寄りがないことで生活に困難を抱える人の増加が見込まれています。成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより判断能力が十分でない方（以下「本人」という。）の権利を守る重要な手段の一つで、財産の管理や介護・福祉サービス利用の契約手続きなどを支援することによって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成12年に、本人の権利を守る援助者を選任することで法律的に支援する成年後見制度が開始されましたが、十分に利用されていない状況であることから、国では、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、翌29年に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制の整備を行うよう努めることが示されています。本市では、誰もが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、権利擁護支援を推進するため、「安来市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

（2）計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に規定する、市町村が講ずる措置となる基本的な計画です。本計画については、各福祉分野の関連計画の内容とも整合を図りつつ、上位計画となる「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、取組を推進することとします。

（3）取組の方向性

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）を設置し、成年後見制度の利用促進を図るために広報、相談、制度利用促進、後見人支援などの取り組みを行い、権利擁護を必要とする人が適切に利用することができるよう段階的に体制整備を行います。

（4）計画の期間

本計画の計画期間は、「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 家族や身の回りに、成年後見制度の利用や権利擁護が必要と思われる人がいたら、地域の相談窓口にご相談しましょう。
- 権利擁護に関する研修等に参加しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 医療、福祉関係事業所は、権利擁護の支援が必要な人を適切な機関につなげましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	早期からの相談体制の構築	●必要とする人が制度を利用出来るよう、地域包括支援センターや安来市障害者相談支援事業受託事業所等各地域の相談窓口の整備と、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを進めます。 ●中核機関の相談機能の強化及び地域の相談窓口と中核機関の連携強化を図ります。	福祉課 社協
2	中核機関の設置	●市社協の権利擁護センターに、地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の機能を置き、権利擁護のための4つの機能(①広報、②相談、③制度の利用促進、④後見人支援)について段階的に体制整備と機能の強化を図ります。	福祉課 社協
3	専門職、関係機関との連携	●成年後見制度の円滑な実施には、弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職との連携が欠かせないため、専門職で組織される松江後見センターを中心に、助言やバックアップ等を得られる協力体制を強化します。 ●既存のネットワークを活用し、司法を含む連携ネットワーク構築のための協議会を開催します。	福祉課 社協
4	市民後見人等の権利擁護人材の養成	●成年後見制度の受け皿となる市民後見人や法人後見の支援員等の権利擁護人材を養成し、制度の裾野を広げるため、市民後見人等養成講座を行います。 ●市民後見人等の権利擁護人材が地域で活躍できるよう、スキルアップやバックアップする支援体制を構築します。	福祉課
		●市民後見人の養成・育成を図ります。 ●市民後見人が安心して活動できるよう、活躍の場となる権利擁護に関する事業において、活動に対する相談体制を整えます。また、市民後見人を対象としたフォローアップ研修等を実施し、知識の向上やモチベーションの維持を図ります。	社協
5	意思決定支援の取組	●判断能力が十分でなかったり、身寄りがいない高齢者等が、自己決定し、自分らしい生活ができるよう、後見人等や家族、支援者等によるチームが協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを構築します。	福祉課 社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
6	法人後見の拡大と適切な実施に向けた取組	●様々なケースに対応でき、安定して支援を継続できる法人後見が適切に行えるよう支援します。 ●市内の社会福祉法人等で法人後見の取組が拡大するよう、中核機関や社会福祉法人連絡会等と協議検討を行います。	福祉課
		●法人後見事業の実施について、引き続き権利擁護運営委員及び受任審査会委員の助言を受けながら推進していきます。	社協
7	成年後見制度の周知・啓発	●広報誌やホームページやパンフレット等の作製、研修会等の開催などを行い、住民や支援者等へ成年後見制度の周知・啓発をします。	福祉課 社協
8	成年後見制度の利用支援	●成年後見制度の利用が必要であると思われるが、申立てを行う家族や親族がいない場合に、市長申立てを行ったり、後見人等への報酬の負担が困難な人へ報酬助成を行うことで、成年後見制度の利用支援を行います。	福祉課
9	日常生活自立支援事業の実施	●日常生活に不安のある高齢者や障がい者等（知的障がい、精神障がい）が、住み慣れた地域、施設や病院などで安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。	社協

TOPICS

■■ 市民後見人養成講座の実施（安来市社会福祉協議会） ■■

安来市社会福祉協議会は、成年後見制度を身近な存在として広く利用してもらうため、弁護士などの資格を持たない親族以外の市民が成年後見人を務める「市民後見人」を養成する講座を開催しています。

養成講座は計 6 回あり、司法書士や社会福祉士、弁護士が講師を務めています。講座では、成年後見制度の概要や市民後見人の実務、財産管理の方法、介護・福祉サービスの利用援助の支援、在宅支援の在り方、社会規範や倫理観などが学べるものとなっています。受講者からは「事例を用いてわかりやすく、制度への理解が深まった。」「座学としてほぼ理解できたので実務も習得できれば」といった声が寄せられました。

● 同じ地域で暮らす住人として寄り添い型の支援を行います

市民後見人は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から一人で判断することが難しい方の生活を支えるため、同じ地域で暮らす住人として本人と同じ目線で考え、相談し合いながら財産管理や身上監護などで寄り添い型の支援を行う活動です。受講者が市民後見人としての活動を希望する場合は、安来市社会福祉協議会が実施する法人後見業務などで実務経験を積み、市民後見人を目指します。



3. 虐待やDVから守るための支援

高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）が起こる背景として、子育てや介護の疲れ、経済的な問題、精神的な疾患、社会的孤立など、加害者が生活上の問題を抱えていることが多く、被害者のケアが最優先ではありますが、加害者に対する支援も非常に重要です。

また、虐待やDVの対応には迅速性が求められることから、対応する職員や関係者のスキルアップや人材の育成が求められています。

専門機関が住民による見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気づきをいち早くキャッチすることで、虐待の未然防止や、被害者の早期保護につなげるよう努めます。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ためらわず関係機関に通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。

企業・事業者・団体に期待すること

- 企業や事業者は、従業員に虐待防止に関する研修を受けさせましょう。特に福祉事業者は、施設内で虐待が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	高齢者虐待防止ネットワーク	●高齢者への虐待を未然に防ぐため、介護者の負担軽減のための支援とともに、虐待問題への意識付けを行います。 ●地域包括支援センターと連携し、関係機関への研修を行います。また、高齢者虐待に関する相談窓口の掲示等、引き続き相談・通報窓口を周知するなど、地域における高齢者虐待防止ネットワークの充実を図ります。 ●虐待等により、高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要と判断した場合は、担当部局に高齢者の状況等を報告し、対応します。入所後も高齢者の状況を把握し、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援します。	福祉課 福祉課 社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
2	要保護児童対策協議会 子ども家庭総合支援拠点	●要保護児童対策協議会を中心として、地域、学校、児童相談所、警察等の関係機関、団体との連携を図るためのネットワークを強化します。 ●安来市こども家庭センターを活用し、児童福祉機能と母子保健機能の連携強化を図り、切れ目のない子育て支援を行います。	子ども未来課
3	講演会等の実施	●民生委員・児童委員や関係機関職員等の資質向上のため、それぞれの役割や課題、権利擁護に関する講演会、研修会等を開催します。研修等の内容は、わかりやすく具体的なものとなるよう検討し、関係者だけでなく市民に向けても開催していきます。	福祉課 社協

4. 重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）

（1）計画策定の趣旨

社会福祉法の改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、80代の親が無職独身の50代の子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」など地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の高齢、障がいなどの属性別の相談支援体制では、対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市においては、令和6年度及び令和7年度で移行準備事業を行い、令和8年度から重層的支援体制整備の本事業を実施するため、その実施計画を定めるものとします。

（2）計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画については、「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、地域共生社会の実現を進める中で、連動した取り組みとして推進を図ります。また、各福祉分野の関連計画の内容とも整合を図りつつ推進します。

（3）計画の目的

本事業の目的は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。庁内関係部署の連携を図りながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。

（4）計画の期間

計画期間は、「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図るため、令和7年度から令和11年度までとします。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 困りごとや悩みごとがあるときは、身近な相談窓口にご相談しましょう。
- 困っている人がいたら、相談窓口を紹介したり、相談窓口連絡したりしましょう。
- 地域の集まりや行事などに積極的に参加し、地域とのつながりを持つようにしましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- それぞれが持つ強みやノウハウを活用して、地域支援活動に積極的に参加しましょう。
- 障がい者や生活困窮者などの雇用に取り組み、働きやすい環境を整えましょう。
- 関わりのある人の困りごとなどの相談に乗り、専門的な相談機関と連携して解決に向けた支援を行いましょう。
- 多機関協働事業を推進し、複合的な課題に連携して取り組むネットワークに参加しましょう。

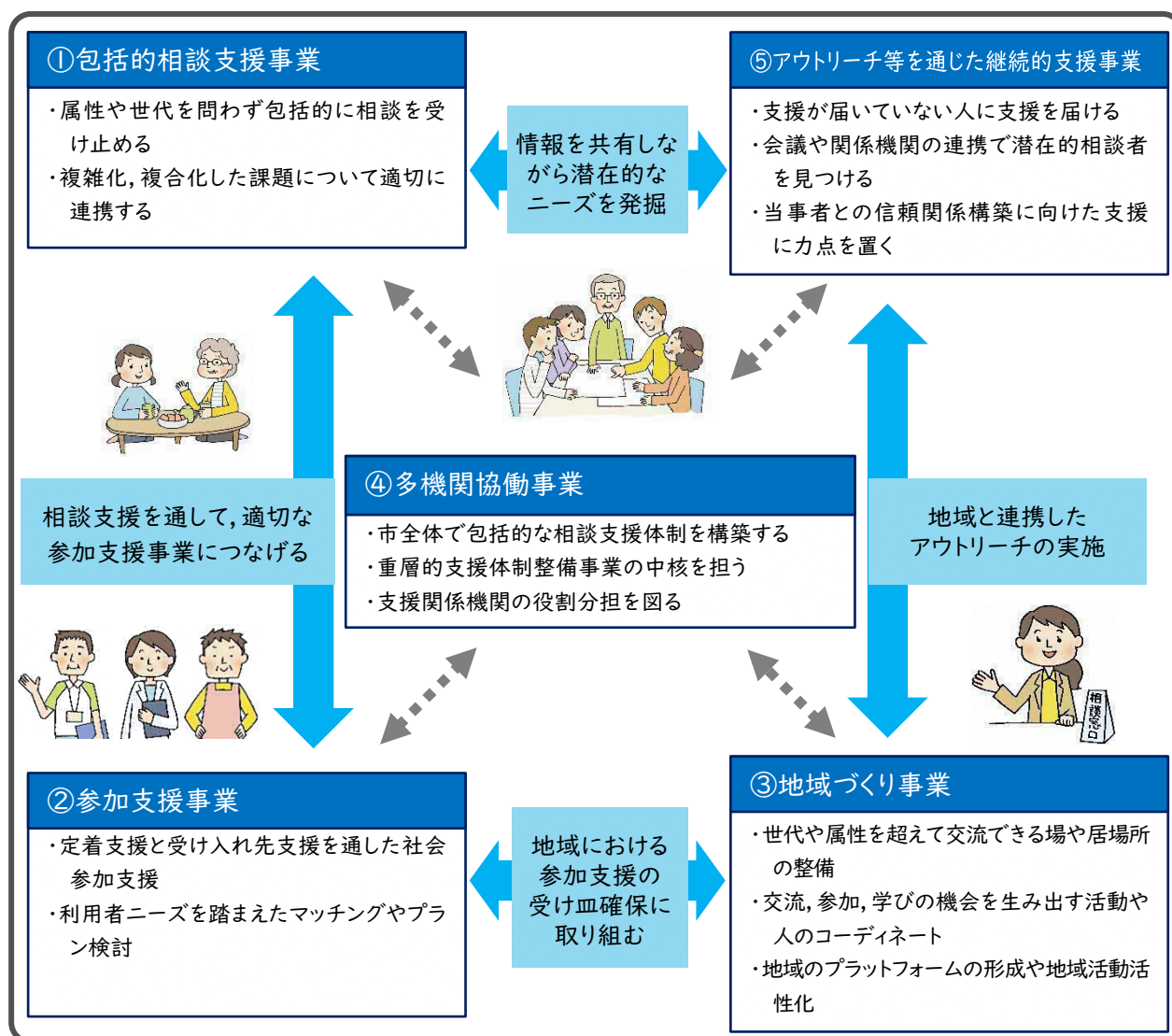
取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	断らない相談窓口の実現	● 本人や世帯の属性や分野を問わず、一次的に相談を断らずに受け止める包括的な相談支援体制の整備を進めます。 ● 庁内及び各分野の既存の相談窓口間の連携を強化し、包括的な相談に対応できる体制づくりを進めます。	福祉課
		● 各分野の相談窓口間の連携を強化し、包括的な相談に対応できる体制づくりを進めます。 ● 多様な相談に対応できるよう職員の専門性の向上を図ります。	社協
2	多機関協働事業の推進	● 受け止めた相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、課題と役割分担の整理を行い、支援プランに沿って連携した支援が実施できる仕組みを構築します。 ● 多機関協働の実施にあたり、重層的支援会議を開催し、支援プランに関する検討や地域課題と位置づけた社会資源の開発に向けた取組を検討します。	福祉課
		● 市民生活に関わるあらゆる企業、事業所、団体、行政機関等が連携し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に解決に向けた取組を実施するネットワークを構築します。	社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施	●住民や他の支援関係機関等からの情報により、自ら支援を求めることが難しい人や課題に対する自覚がない人、支援を拒む人が発見できるネットワークやつながりを構築します。 ●支援が届いていない人へ、信頼関係を構築やつながりづくりに向けた支援を行うアウトリーチ等事業の実施体制を整えます。	福祉課 社協
4	参加支援の取組	●本人や世帯の既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源を活用し、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 ●地域の社会資源を把握し、本人やその世帯にあった資源や支援メニューとのコーディネートを行う体制を構築します。	福祉課 社協
5	地域づくり事業の実施	●介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりに取り組みます。 ●多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う場づくりを行い、地域での活動の活性化を図ります。	福祉課
		●地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民が交流し、支え合う場を提供するための支援を行います。	社協
6	市民主体の地域活動の支援	●地域住民が主体となって実施する地域活動について、立ち上げや運営の相談に応じるほか、必要なノウハウの提供などの支援を行います。	地域振興課 社協
		●市民主体の活動について、助成や補助が適用できる場合には、積極的な活用を促進します。	地域振興課

■ 国の示す重層的支援体制整備事業の全体像 ■



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

基本目標3

安心して住み続けられるまちづくりを目指す



1. 災害に備えた支え合い体制の構築

近年では、全国各地で自然災害による被害があるほか、中国地方でも集中豪雨による水害が毎年のように発生しており、本市においても、いつ災害があってもおかしくない状況となっています。地震、風水害などの自然災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、市民の状況や特性に合わせて、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援が行えるよう、市民と行政や関係機関が一体となって、地域防災力を強化していく必要があります。

また、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識を高め、普段から災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支えあいの体制を整えておくことが、非常に重要となります。

そのため、防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、日ごろからの隣近所での声掛けや見守り、避難場所や避難経路の確認、災害発生時の支えあいの仕組みづくりを促進します。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 「防災マップ」などを活用し、地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の中の避難支援体制を整備しておきましょう。
- 災害発生時には、行政からの避難に関する情報に留意し、早めの避難を心がけましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 事業所での防災、避難訓練、研修等を実施しましょう。
- 企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	防災対策の普及促進	●防災に関する知識及び対処法などについて出前講座や広報誌等を通じて啓発を図ります。また、講座内容について「行動に移す」という意識向上を図るため、見直しを行います。 ●災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの設置に努めるとともに、地域防災計画を随時見直します。 ●災害時には、行政告知端末やホームページ、携帯電話へのメールサービスなどを活用して情報提供に努めます。 ●避難所の開設情報など、障がい者や旅行者、市外就労市民など、情報を必要とする人すべてに情報提供を行う方法について、検討していきます。	防災課
2	自主防災組織の結成促進	●組織結成に向けた出前講座や訓練などを実施します。 ●自主防災組織育成事業補助金の活用を促進し、防災機材の整備や防災訓練等の充実、防災士資格取得などを支援します。	防災課
3	防災訓練の充実	●安来市総合防災訓練、原子力防災訓練の実施地域の自主防災組織や福祉団体、企業等への参加を促進します。 ●地域住民の防災意識を高め、緊急時の迅速な行動を促すため、地域や学校における防災訓練への住民の参加を促進します。 ●福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う避難支援者に参加を呼びかけます。 ●個別避難計画の作成に併せ、避難行動要支援者のそれぞれの状態に応じて、必要な訓練の実施を検討します。	防災課 介護保険課 福祉課 いきいき健康課
4	避難生活における合理的な配慮の推進	●避難時には、障がい者や有病者、妊婦、外国人など、それぞれの特性に配慮した支援が提供できるよう、避難所運営体制の整備を進めます。 ●障がい者や外国人などが、不利益な立場となることがないように、配慮が必要な人への支援について理解を促すための啓発を行います。 ●個別避難計画の作成に併せ、必要な用具等が整備されている施設を選定し、福祉避難所として指定します。	防災課 福祉課 介護保険課 いきいき健康課 政策企画課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
5	被災者支援に関する各種制度の普及・促進	●日常的に民生委員・児童委員など関係機関と連携し、災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者などの避難行動要支援者となる可能性のある人の情報収集を行うとともに、避難行動要支援者名簿について周知と作成・更新をします。 ●避難時の声掛けや災害発生時の安否確認について、民生委員・児童委員へ周知・協力依頼を行います。 ●避難行動要支援者名簿における個人情報の保護について、民生委員・児童委員や支援関係者等へ徹底するとともに、情報管理等の体制整備を図ります。	福祉課
6	災害ボランティア等の体制整備	●大規模災害発生時に開設する「安来市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。また災害ボランティアマニュアルの刷新を図ります。 ●災害時対応マニュアルの策定と、ボランティアの養成及び研修により、発災に即時対応できる体制の整備を行います。	防災課 福祉課 社協
		●全国で発生する大規模災害被災地へ職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成と資質向上を図るため、応急対策職員派遣制度の活用を含めて検討します。	防災課 人事課

■ 総合計画（令和7年3月時点） ■

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
自主防災組織数	58組織	62組織

TOPICS

■■ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（安来市社会福祉協議会）■■

毎年のように各地で豪雨災害が起きており、本市でも突然の自然災害に備えるため、令和 6 年に初めて災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行いました。

● 50人が災害時の対応などを学びました

島根県社会福祉協議会の協力を得て 11 月 7 日に「令和 6 年度災害ボランティアセンター立ち上げ訓練イン安来市」を伯太わかさ会館で実施しました。民生児童委員や地区社会福祉協議会の役員、市役所職員、民間企業の職員など 50 人が参加しています。訓練では、各地の災害現場で体験した被災地の痛々しい状況や、災害時にボランティアセンターが果たす役割、被災者と寄り添う活動などの講義があり、その後、参加者が被災者役とボランティア役に分かれ、ボランティアセンターを立ち上げる手順などを確認しながら訓練を実施しました。

本市では合併以降大きな災害がなく、センターを立ち上げた経験もなかったため、参加者にとって貴重な体験となりました。



2. 防犯・見守り活動

普段から安全、安心な生活をするためには、地域社会の中で、防犯体制を構築することが必要です。

治安悪化の一因として、家庭や地域社会の結びつきが希薄になったことから、隣近所で声を掛け合うことも大切です。

また、地域の防犯力を高めるため、地域の防犯組織と連携し、子ども、高齢者等の見守り活動の充実が大切です。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 住民同士があいさつや声かけをしましょう。
- 防犯ボランティア団体に参加しましょう。
(交通安全指導員、少年指導委員、防犯パトロール・青パト隊など)
- 近所に住んでいる一人暮らしの高齢者など、心配そうな人の様子や、地域の生活上の課題などに目を向けましょう。
- 地域の中で、地域の現状や課題について話し合う機会を設けましょう。
- 心配な人や世帯を見つけたら、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 交流センター、学校と連携しましょう。
- 地域防犯活動を支援しましょう。
- 業務・活動中に、心配な世帯や人を発見したら、相談機関に連絡しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	地域防犯対策の推進及び防犯に関する知識向上のための取組	●各防犯団体との連携を図り、関係機関との連絡・相談体制を強化します。 ●関係機関と連携し、防犯教室の実施、意識啓発に努めていきます。 ●防犯灯・防犯カメラの設置を推進します。	総務課
2	地域アセスメントによる課題の発見・共有	●生活支援協議体等による住民参加ワークショップやアンケート調査の実施等、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析を行うことにより、地域に抱える課題を関係機関と共有します。	社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	地 域 団 体 の ネットワーク形 成の支援	●地域に関わる団体が、地域福祉課題の解決に向けて協働できるよう、安来市社会福祉法人連絡会等と連携し、団体のネットワークの形成を図ります。	社協
4	地域での子ども の見守り体制	●地域と連携して、地域で子どもたちを見守る体制と意識醸成を市内全域に広げていきます。	学校教育課 社協
5	ネット社会への 対応	●子ども達がSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように、学校教育に加えて地域との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発に努めます。	学校教育課
6	民生委員・児童 委員と地域の 見守り活動の 連携促進	●民生委員・児童委員による地域の見守り活動により、地域で課題を抱える世帯について、関係機関に届けられるよう連携強化を図ります。	福祉課 社協
7	高齢者の見守 り支援の充実	●民生委員・児童委員等による地域の高齢者世帯の見守り活動を推進するとともに、安来市包括支援センターや関係機関と連携し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。	福祉課 社協
8	高齢者見守り 協定	●高齢者の見守りについて下記の機関が集まり、定期的に連絡会を開催しています。 ①安来市警察署、②安来市社会福祉協議会、③安来市民生委員・児童委員協議会、④山陰中央新報販売店組合	社協
9	日常生活にお ける安来市民 見守りに関する 協定	●市民生活の安全に資するため、市と14の市内企業で、日常業務などの中で市民を見守るとともに安全確保ができる連絡体制を構築することを目的とした協定を締結しています。(金融機関、新聞販売店、農協、郵便局、社会福祉法人等) ●定期的な連絡協議会の開催を通じて情報共有を図り、見守りを必要とする市民の安全確保に取り組みます。	介護保険課 福祉課 社協

TOPICS

■■ 高齢者等の見守り活動に関する協定を締結 ■■

令和 6 年 10 月 25 日、安来市は高齢者や子ども、障がい者等の見守り活動等の防犯対策に取り組むため、社会福祉法人せんだん会と安来警察署の三者による「高齢者等の見守り活動に関する協定」を締結しました。

これは、社会福祉法人せんだん会の職員がデイサービスの送迎やお弁当の配達など日常業務において、高齢者等の見守り活動や特殊詐欺等の注意喚起活動に可能な範囲内でご協力いただくものです。

締結式の後、城谷こども園の園児達に見守られるなか「安全・安心見守り中」のマグネットシートを貼ったせんだん会の車が警察車両とともに巡回に出発しました。



3. 福祉環境の整備

高齢者や障がい者を含めすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活基盤の整備・充実が必要です。

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全かつ快適に生活できる環境を整備するため、「人に優しいまちづくり」を進めていきます。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者に対する合理的配慮の提供や、その人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 障がい者の法定雇用率を遵守しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	● ユニバーサルデザインの考え方のもと、島根県や関係機関、民間事業者と連携し、公共施設・交通機関・歩道・公園などについて、障がい者や高齢者・乳幼児などを抱える家族などの利便性を考慮した計画的な整備・改善に努めます。 ● 公共施設の新築、増築、改修工事の際には、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設において、建築基準法や関連法令に基づいたバリアフリーの整備を推進します。 ● 障がい者などの自動車による移動が円滑に行われるよう、公共的施設などにおける身体障害者等用駐車場（愛称「思いやり駐車場」）の整備と周知に努めます。	建築住宅課 地域振興課 土木建設課 福祉課
2	優先調達の推進	● 障害者就労施設で就労する障がい者や、住宅で就業する障がい者の経済的な自立を進めるため、障害者就労施設から物品などの優先的な調達を推進します。 ● 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の見直しを行いながら全庁的な取組を進めるほか、島根県障がい者就労事業振興センター等と連携し、就労施設の機能強化を支援します。	福祉課 社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	合理的配慮の提供	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取り組みにつながるよう、市民や企業に広く啓発を行います。 ●合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組みます。	福祉課 社協
4	地域包括ケア体制の実現	●高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の様々な専門機関等と連携し地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。	介護保険課 社協
5	高齢者生活支援介護ボランティアの促進	●サロンの補助者としてボランティア活動を行う「高齢者生活支援介護ボランティア事業」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。 ●新規ボランティアの確保やボランティアのマッチングを図るため、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携を図ります。また、高齢者生活支援ボランティアポイント事業を通じて、高齢者がポイントを貯めることを楽しみながら、地域での介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげていきます。	介護保険課
6	芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	●安来市総合文化ホールアルテピアでのイベント、総合文化祭・美術展や各種スポーツイベントなど、様々な場面で、その人に合わせた活躍の場を提供します。 ●様々な人が文化芸術に関心を持ち、活躍できる場を提供するため、情報発信を行います。	地域振興課 文化課

4. 生活支援事業の充実

高齢者をはじめ、生活困窮者や障がい者等、誰もが地域で安心、継続して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の困りごとや、地域の支え合いを支援する事業を行っています。

様々な生活上の活動や、医療・福祉の補助制度や助成制度も創設しており、必要な人への活用を促進することにより、自立した生活のための支援を行っています。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 日常生活で困っている人を見つけたら、声をかけましょう。
- 地域の助け合いに参加しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 事業活動を通じ、新たなニーズの発見を見出しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	生活支援体制の推進	● 社会資源・サービスの把握方法や情報収集の仕組みづくりを強化するとともに、日常生活圏域に配置している生活支援コーディネーターが地域の住民と協力・連携して住民主体の介護予防や多様な助け合い活動を活性化していきます。	介護保険課
2	住まいの確保支援	● 高齢者や障がい者、生活困窮者等住まいの確保が難しい人（住宅確保要配慮者）に対し、不動産関係者、居住支援法人（市社協）、地域生活支援関係者、行政関係者が連携し、①住まいの確保、②住み続けるための生活支援、③退去支援を一体的に行うための仕組みづくりに取り組みます。 ● 居住支援法人をはじめ関係機関と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、法的根拠に基づく「安来市居住支援協議会」の設置に向けた検討を進めます。 ● 協議会等を活用し、空き家の利活用も含めたさらなる居住確保の方策を検討していきます。	福祉課 建築住宅課 介護保険課 やすぎ暮らし推進課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
2	住まいの確保支援	●居住支援法人として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため相談支援体制を充実と多機関との連携強化を図ります。 ●家賃等が継続的に支払えるにもかかわらず、入居保証人の確保が出来ないために民間賃貸住宅への入居が困難な人を対象に、住居の確保により生活再建の基盤を整えることを目的に支援を実施しています。 ●利用者の生活再建に向け、引き続き不動産会社を含めた関係機関との連携を図ります。 ●住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため相談支援体制を充実と多機関との連携強化を図ります。	社協
3	ごみ屋敷清掃支援事業	●様々な要因から、長年掃除をすることができない状態にある、生活に困窮する高齢者および障がい者等を対象に、健康で自立した日常生活を送ることを目的として支援しています。 ●アウトリーチ及び関係機関と情報共有を行いながら、必要に応じて支援を行います。	社協
4	交通手段の確保	●誰もが参画でき、誰もが利用しやすい住民主体の移動手段について、生活支援コーディネーターや協議体と連携して普及を推進します。 ●市内全域で「安来市広域生活バス（イエローバス）」の運行を行います。併せて地元事業者や団体との協働が得られる地域は、デマンド方式による輸送事業を展開し、市民の移動手段確保を行います。 ●高齢者や障がい者の外出支援サービスを提供する介護タクシー等を所有している事業所へ事業継続の働きかけを行います。	介護保険課 地域振興課 福祉課
5	ACPの普及啓発	●エンディングノートなどの活用によりACP（人生会議）について広く周知し、人生の最終段階に向けた本人の意思決定の支援に向けた市民向けの普及啓発に取り組みます。	介護保険課

基本目標4

地域の福祉課題に取り組む



1. 介護予防・認知症対策

高齢化、単身高齢者の増加、地域社会の脆弱化などで、助け合いによる生活支援の重要性が高まっています。助け合いは、地域とのつながり、生きがいを創出し、地域づくりはもとより、介護予防にも効果があるといえます。

市民による自主的な地域活動（ほっとサロンや生活支援ボランティアなど）は、地域包括ケアの深化・推進、認知症施策の推進などにおいて重要な役割を果たす土台となるものであり、今後も地域活動のきっかけづくりや様々な場面における地域活動促進のサポートの充実を図ります。

また、認知症対策においては、「認知症施策総合推進事業」の体制強化を図り、従来に増して認知症に対する理解の促進を図るとともに、よりきめ細やかな相談支援と専門的な初期集中支援により、効果的な認知症ケアの推進に努めます。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 普段から健康管理に努め、健康寿命の延伸に努めましょう。
- 高齢者生活支援ボランティア養成講座、高齢者生活支援ボランティアポイント事業、認知症サポーター養成講座など、積極的に受講しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯を支える仕組みづくりを協力して進めていきましょう。
- 高齢者の生きがいづくり、社会参加活動を応援していきましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	高齢者を支援する地域活動の促進	●身近な地域での自主的な地域活動（ほっとサロン等）を支援することで、地域住民のつながりを強化し、地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する生きがいの創出を図ります。	介護保険課 社協
2	認知症施策の推進	●認知症の疑いのある人の早期発見・対応、適切なサービス利用や生活環境の調整等を行います。特に、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の人やその家族の状況に応じて必要な医療や介護等が受けられるよう認知症ケア体制の強化に努めます。 ●認知症当事者の心身状況や家庭環境についての実態把握に努め、情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。	介護保険課 社協
3	介護支援ボランティアの促進	●高齢者がポイントを貯めることを楽しみながら、介護施設の補助者としてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。	介護保険課
4	正しい知識の普及	●地域全体で認知症高齢者や家族の生活を支える地域づくりのため、オレンジフェスタや認知症講演会、認知症サポーター養成講座を実施し、地域住民へ認知症に関する知識の普及・啓発を行います。 ●キャラバンメイトフォローアップ研修会の実施に向けた支援を行います。	介護保険課 社協

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和8年度）
認知症サポーター養成講座の受講者数（累計）	4,840名	5,000名

TOPICS

■ オレンジフェスタ IN やすぎ・認知症講演会（安来市地域包括支援センター） ■

世界アルツハイマー月間に合わせて令和 5 年 9 月 17 日、認知症の啓発や当事者が活躍できる場づくりを目指して市内 2 会場で「オレンジフェスタ IN やすぎ」を開催しました。また、翌月の 10 月 15 日には安来市総合文化ホールアルテピアで「令和 5 年度認知症講演会」を開きました。



● 初のフェスタで認知症への理解を深めました

「オレンジフェスタ IN やすぎ」は初めての開催で、会場は和鋼博物館と安来市立図書館。絵本を実写映画にしてミラノ国際映画祭で2つの賞に輝いた「ばあばは、だいじょうぶ」の上映や、誰もが気軽に参加・交流ができる「オレンジカフェ」、認知機能や脳の健康度をチェックするデジタルツールの体験、認知症に関する絵本の読み聞かせなどのブースが設けられ、来場した市民たち約 100 人が認知症への理解を深め、交流しました。

映画上映後は「涙涙でした」「家族だけではなく全員で見守り支えあうことが大切だと気付かされました」などの感想が寄せられました。オレンジカフェでは、認知症当事者 4 人がホールスタッフを務め、生き生きと接客しました。



● 当事者も活躍できる共生社会へ、新常識と先進例を学びました

認知症講演会のテーマは「認知症バリアフリー」。認知症になってからも住み慣れた地域で暮らせるよう、あらゆる場面で障壁を減らす取組について、会場とオンラインで参加した市民たち約 110 人が先進事例やヒントを学びました。

参加者からは「認知症になりました。よろしく、と言える社会はいいですね」という声が出ました。

2. 子育て支援

子育て支援充実のために保健・医療・福祉・教育・労働等、多岐にわたる取組が求められます。そのために、関係部局間の連携を深め、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。あわせて、国・県等の関係機関や地域との連携強化に努め、子育て支援施策の計画的な推進を図ることが求められています。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 保護者は、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの成長に応じて適切に係わっていきましょう。
- 家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしましょう。
- 子どもにとっての地域は、生活を営んでいく上での重要な場です。子どもは、地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域全体で支援していきましょう。
- 地域全体で子育て家庭を支え、子どもの可能性を広げるために、地域住民一人ひとりが、互いに協力しながら子どもの健全な成長を支援していきましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方、多様な働き方を選択できるように、働きやすい職場環境をつくりましょう。
- 事業者自身が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワーク・ライフ・バランスの考え方を持つようにしましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	経済的負担の軽減	●保育料軽減事業や多子世帯への副食費免除事業などを継続し、子育て世帯への負担軽減を図ります。	子ども未来課
		●令和7年度より、医療費助成の対象者を高校生（18歳になる年度末まで）まで拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	市民課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
2	保育サービスの充実	●ニーズにあわせた体制を整備し、待機児童ゼロを継続し、安心・安全な幼児教育・保育サービス提供のために、計画的な整備を行っていきます。また、関係部署、幼児教育・保育施設との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。	子ども未来課
3	放課後児童クラブ	●地域と連携して、ニーズに応じた放課後児童クラブの体制整備に努めます。 ●放課後子ども総合プランに基づいた放課後児童クラブの充実を図ります。 ●各クラブ間での連携を支援し、柔軟な受入体制を検討していきます。	教育総務課
4	病児・病後児保育事業	●一時預かり及び病児・病後児保育を引き続き実施します。 ●病児・病後児保育は事前登録が必要であるため、多くの方に利用していただけるよう周知します。	子ども未来課
5	こども家庭センター	●母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した安来市こども家庭センターの設置により、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化を図り、妊娠から切れ目のない子育て支援を行います。	子ども未来課
6	子育て支援センター	●子育て支援センター、つどいの広場を引き続き、子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化していきます。	子ども未来課
7	ファミリーサポートセンター事業の実施	●住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を推進します。 ●住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取組を図ります。 ●相互援助活動が安定して実施できるように広報や研修会、交流会の開催を通じて会員の募集を行うなど、会員増加・確保の取組を進めます。	子ども未来課 社協

■ 総合計画（令和7年3月時点） ■

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
子育て支援センター利用者数 （つどいの広場利用者含む）	380人／月	430人／月
放課後児童クラブ数	16クラブ	17クラブ

3. 障がい者福祉

全体の障がい者数は年々減少していますが、精神障がい者数は増加傾向にあります。人口減少が進む中、精神障がい者数が増加している背景には、「発達障がい」や「うつ病」などの言葉が一般に浸透してきたことによって、これまで表面化していなかった障がい者が顕在化してきたことが考えられます。

身体障がい者数は減少し続けていますが、その80%を高齢者が占めている現状を鑑みると、中高年齢者の増加による障がい者数の増加だけでなく、高齢者の超高齢化による障がいの重度化が予想されます。

特別支援学級や障がい者雇用など、障がい者を受け入れる環境は少しずつ整ってきています。

一方、障がい者の地域生活を支援するための障がい福祉サービスについては、本市において提供されていないサービスもあることから、近隣市町との連携が必要です。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 障がい者への理解を深め、障がいのある人もない人も、共に手を携えて生活していける地域社会を目指しましょう。
- 障がいなどに関する正しい理解と認識を深めましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 障がい者の理解を深め、障がいのある人もない人も、共に手を携えて生活していける地域社会を目指しましょう。
- 障がいなどに関する正しい理解と認識を深めましょう。
- 企業や事業者は、障がい者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と相談しながら、就労の促進に努めましょう。
- ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者に対する合理的配慮の提供や、その人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。

取組内容

No	取組	内 容	担 当
1	相談支援体制の強化	●基幹相談支援センター及び相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活の中での困りごとの解消に向け、一人ひとりの状況に対応した相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。 ●複雑で困難な問題や課題に対しては、関係機関や専門機関と連携し、伴走的に取り組めるよう支援体制の強化に取り組めます。 ●基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を配置する事業所が、島根県が行う相談支援専門員の実習の受け皿となることや、研修や事例検討、事業所訪問等を行いながら、相談支援専門員の人材確保と資質向上につなげます。	福祉課
2	障害者等総合支援協議会による連携の強化	●安来市障害者等総合支援協議会において、困難事例への対応のあり方や、相談支援専門員の資質向上のための協議を行うとともに、地域の関係機関の連携を強化し、地域の課題解決に向けた検討を行う体制を整えます。	福祉課
3	障害福祉サービスなどの充実	●個々の障がい者のニーズ及び実状に応じて、適切な障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供を図るとともに、情報提供を行いサービスの利用促進に努めます。 ●サービスの質の確保および向上のため、従事者の資質向上に関する研修会などの情報提供や、事業者に対する助言などの支援を行います。 ●市内の障がい福祉サービス事業所の対応力向上や連携強化を高める研修会や取組を基幹相談支援センターを中心に検討し、実施します。	福祉課
4	療育体制の充実	●障がい児が早期段階から障がいや心身の発達の状況に応じて療育指導が受けられるよう、関係機関との連携による情報交換や協力体制づくりを推進します。 ●発達相談及び就学相談会、教育支援委員会と情報共有しながら、障がい児の成長過程に応じて支援が継続できるよう連携していきます。	福祉課 子ども未来課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
5	障がい者の職業的自立の推進	●障がい者の一般就労に向けて、就労移行支援や就労継続支援を通して、就労の機会の提供や一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に対する支援を行います。 ●事業所やハローワークなどと連携し、障害者インターンシップ事業や障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）などの利用を推進し、企業等が一定期間試行的に雇用する機会を増やすことで、本格的な雇用に向けた支援を行います。	福祉課
6	コミュニケーションの支援	●福祉課に手話通訳を配置し、来庁する人の意思疎通支援や、手話通訳等派遣に係るコーディネート、訪問等による地域の支援者とのコミュニケーションの支援を行います。 ●手話奉仕員や点訳ボランティアなど、障がい者の円滑な意思疎通に携わることのできる人材の確保やボランティア活動の支援を行います。 ●手話奉仕員スキルアップ講座やフォローアップ講座等を開催し、意思疎通支援の充実を図ります。	福祉課
7	文化・芸術活動・スポーツ活動への参加促進	●文化芸術活動を行うことができる環境整備に努めます。 ●障がい者スポーツ大会の開催など、スポーツやレクリエーションを通じた社会参加の促進を図ります。 ●その他社会参加の機会を広げ、その情報発信に努めます。	福祉課
		●文化・芸術活動等、社会参加の機会を広げ、その情報発信に努めます。 ●身体障がい者福祉協会を中心にスポーツ大会、レクリエーション、グランドゴルフ大会を開催し、交流の場と健康増進を図ります。	社協
8	障がい及び障がい者への理解・啓発の促進	●内部障がいや難病など、援助や配慮を外見からは分かりにくい方が、周囲から援助を受けやすくなるよう、島根県が推進するヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組めます。 ●様々な障がいの特性やそれに応じた必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした手助けを実践していく『あいサポート活動』を広げるため、あいサポーター研修を市社協と連携し、推進します。	福祉課

第7期安来市障がい福祉計画

評価項目	現状(令和5年度)	目標(令和8年度)
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	1人	4人
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	6人／年	4人／年

4. 生活困窮者支援

生活困窮の背景として、経済的な困窮にとどまらず、虐待、依存症、性暴力被害、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、介護など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向が挙げられます。生活困窮者対策は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援が必要であり、現在社協が中心となって各事業に取り組んでいます。

また、貧困を次の世代に連鎖させない取組が必要であり、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者に対する相談支援や生活指導等の支援を充実させる必要があります。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 地域で支援が必要な人に寄り添い、できる範囲でのお手伝いや見守りなどの行動をしましょう。
- 地域で支援が必要な人のSOSに早期に気づき、民生委員・児童委員や市、社協などに連絡・相談しましょう。
- 民生委員・児童委員を中心に、地域で支援が必要な人の把握に努めましょう。
- フードバンク事業に協力しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。
- フードバンク事業に協力しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	生活福祉に関する相談	●経済面、心理的な不調、就労等の福祉に関するさまざまな相談に対応し、生活困窮者の問題解決方法を相談者とともに考えます。 ●相談者のニーズに応じて柔軟な相談業務を行います。また、多方面にわたる課題解決のため、関係機関との連携強化を図ります。	福祉課 社協
2	生活困窮者自立相談支援事業	●経済的困窮など生活における困りごとに関する相談を受け、必要な情報の提供・助言を行います。生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個別に自立支援計画を策定し、包括的支援を行います。	社協
3	生活困窮者家計相談支援事業	●家計の支援、貸付の斡旋が必要な生活困窮者に対して、家計に対する相談・家計管理に関する指導、貸付の斡旋を行います。	社協
4	生活困窮者就労準備支援事業	●生活リズムが崩れている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に向けて必要な支援を行います。	社協
5	生活困窮者住居確保給付金事業	●離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち、住宅を喪失またはその恐れのある方に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供します。 ●制度内容について、自立相談支援機関と連携し、情報発信の強化を図ります。	福祉課
6	子どもの貧困対策	●生活保護世帯及び生活困窮世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から学習環境の向上や日常的な生活習慣、居場所づくり等の支援に向けて、関係機関と連携して生活の向上を図る施策の検討を行います。	福祉課
7	子どもの居場所創出支援事業	●子ども食堂や体験の場の提供等を新規に開設または、継続する団体に対して、取組にかかる経費を支援し、世代間の交流の場の創出を推進します。	福祉課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
8	フードバンク事業	●様々な理由で廃棄されてしまう、まだ食べられる消費・賞味期限内の食品を、市民や企業から寄贈していただき、生活困窮者世帯や子ども食堂等へ無償で提供する取組を実施しています。 ●フードバンク事業を広く周知し、市民や企業への理解が広がるよう事業を展開していきます。	社協
9	子ども食堂推進事業	●市民・企業より寄せられるフードバンクの食料品を活かし、子どもから大人まで地域の人々が「食」を通して交流が図られるよう、安来市社会福祉法人連絡会の協力のもと「子ども食堂」の取組を進めます。 ●子ども食堂の取組が周知されるよう、広報活動に取り組みます。	社協
10	安来市社会福祉法人連絡会	●市内のすべての社会福祉法人（市社協を含む10法人）の連携による地域貢献の取組を進めるために設立されました。各法人施設の協力により事業展開を行っています。特に「ふくし何でも相談」では生活困窮に係る相談が最も多いですが、下記の事業連携により、相談者に対し緊急支援を効果的に実施しています。 ①ふくし何でも相談事業、②生活困窮者等緊急一時生活費給付・用品給付事業、③生活困窮者等現金貸付事業、④生活困窮者等の就労に向けた社会参加・就労体験の受け入れ、⑤フードバンク事業への協力、⑥新たな制度外の生活支援サービス等の開発（子ども食堂支援など）等 ●新たな制度外の生活支援サービス等の開発促進に努めます。 ●生活困窮者等緊急現金貸付事業について、滞納整理を行い、長期に渡り償還が滞っているケースについて自立支援と併せた償還指導に努めます。	社協

■ 子ども食堂に関するデータ（令和6年4月1日現在） ■

名 称	人数等	備 考
子ども食堂	6団体	6カ所で開催

5. 様々な課題を抱える人への支援

地域住民の中には、それぞれ特別な課題や悩みを抱える人がいます。それらの人たちへは、地域ぐるみで見守りなどの支援が必要となりますが、そこに至る理由はそれぞれであり、特定の分野では対応できない課題もあります。

そういった複合的な地域課題や、個別の事情による生活課題に対し、相談に応じ、個別に向き合いながら、支援を行っていく体制を構築することが望まれています。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 困りごとや悩みがある人を見かけたら、相談窓口に知らせましょう
- 特別な理由で生活に困っている人がいたら、見守りなどの活動につなげましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 多業種との協働により、様々な地域課題の解決にできることで協力しましょう。
- 専門的な相談支援ができる人材を育てましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	ヤングケアラーへの支援の充実	● 学校や地域団体等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めます。	子ども未来課 社協
		● ヤングケアラーが必要な公的サービスを受けられるよう、福祉、介護、医療、教育の各分野が連携して支援体制を整備します。	
		● ヤングケアラーの存在とその課題について社会全体の認知度を高め、地域で支える活動につなげます。	
		● ヤングケアラーの特徴などを学ぶ講習会などを開催します。	社協

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
2	ひきこもりなどへの支援の充実	●相談窓口の周知を行い、ひきこもりの人が支援につながるよう、相談窓口の周知を行います。 ●本人への伴走的な支援とあわせ、最も身近で本人を支える家族の心理的サポートや関わり方の助言等行います。必要に応じて、島根県ひきこもり支援センターなど専門機関と連携し支援します。 ●ひきこもり状態にある人が安心して過ごせる居場所をつくり、地域や社会とのつながりの回復を目指します。	福祉課
		●島根県の「ひきこもり地域支援センター」と連携しながら、専門的な相談支援を提供します。 ●ひきこもり状態にある人やその家族が安心して過ごせる居場所をつくり、紹介します。 ●ひきこもりに関する理解を深めるための講演会や研修会を開催します。	社協
3	外国人への支援の充実	●外国人や外国文化への理解の促進に向けた、交流の場や居場所づくりを進めます。	政策企画課 社協
		●地域の情報の多言語化に努めます。また、多言語で相談支援ができる体制を整えます。	社協

6. 高齢者と生きがい対策

高齢社会を豊かで活力あるものにするためには、元気な高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識・技能を生かせる環境が必要です。

団塊の世代が高齢期を迎える本格的な高齢社会を間近に控え、高齢期を地域や社会との関わりの中で、いきいきと健やかに送ることができるように、生涯学習・文化活動や就労支援、地域での交流の機会の充実を図ります。

また、高齢化の進行により、今後、高齢者の就労ニーズも高まると予測されます。豊富な経験や能力を地域に還元できる仕事に就くことも、生きがいづくりの一つの方法であることから、高齢者の働く機会づくりを支援します。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 公民館活動やサロン等に参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- シルバー人材センターや高齢者クラブに参加し、退職後の生きがいを見出しましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 高齢者の雇用に協力しましょう。
- シルバー人材センターや高齢者クラブの活動について理解を示しましょう。

取組内容

No	取組	内容	担当
1	高齢者クラブ活動	● 明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に図るため、高齢者クラブは友愛と奉仕の活動、健康づくりや介護予防支援、地域支え合い事業などの社会貢献活動の一翼を担っています。この活動に対し支援を行います。 ● 将来的に組織の全般的な若返りとクラブの活性化を図るため、会員が居住する地域を中心とした活動を広報等により情報発信します。	福祉課
2	シルバー人材センター	● 安来市シルバー人材センターは、高齢者の永年にわたる知識や経験を活かす就業の場の提供と、積極的な社会参加の促進をすることで、生きがいづくりや健康増進及び地域福祉の推進を図るとともに活力ある地域社会に貢献していくことを目的とし事業を行っています。この活動に対し、支援を行います。 ● 高齢者が気軽に立ち寄れる場所として、会員数の維持と増加を目指し、広報等により情報発信します。	福祉課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
3	住民主体の通いの場の充実	●住民主体で行う介護予防の取り組みについて、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ●活動の担い手となるボランティア同士の交流や連携を図り、住民主体の通いの場の充実を図ります。	介護保険課
		●健康増進施策と高齢者福祉との連携、関係機関との連携を強化し、高齢者の健康の保持・増進を支援します。 ●地域活動を支える担い手の育成を支援します。	介護保険課 社協
		●ほっとサロン活動にて行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ●生活支援ボランティア養成講座を開催し、ほっとサロンでボランティアを行う人同士の交流や連携を図るとともに、活動内容についての助言や介護予防活動を紹介するなどほっとサロン活動の充実を図ります。	社協

■ 総合計画（令和7年3月時点） ■

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
シルバー人材センターへの加入者数	286人	274人
安来市高齢者クラブ数	75クラブ	68クラブ
安来市高齢者クラブ連合会への加入者数	2,383人	2,000人

■ 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ■

評価項目	現状（令和5年度）	目標（令和8年度）
介護予防に資する住民主体の通いの場の数（月1回）	90団体	105団体
こけないからだ体操実施団体数（週1回）	23団体	35団体

TOPICS

■ ■ あらしまシニアサロン食堂（荒島地区社協） ■ ■

一人暮らしの高齢者を対象に、荒島交流センターで4～6月と9～12月に月1回、栄養バランスのとれた昼食を300円で提供しています。

● 笑顔で会話と食事を楽しむ、かけがえのない時間

日頃の食事内容が偏りがちな一人暮らしをサポートしようと、地元の管理栄養士がメニューを考え、介護福祉士や看護師、荒島地区社協の役員がボランティアとして朝8時半から調理しています。シニアサロン食堂の受付では看護師が血圧を測定し、健康相談にも応じています。参加者の皆さんは食事中も会話と笑顔が絶えません。地元はもちろん、島田地区や広瀬地区などからもお米や旬の野菜などの食材の提供があり、地域ぐるみで高齢者を支える輪が広がりつつあります。



● 小学生にも「食」でエールを送っています

あらしまサロン食堂の名称で、学童保育に通う1～3年生の児童約40人に始業式と終業式の日昼食を提供しています。また、荒島交流センターで活動する「キッズもりあげ隊」の児童にも食事を提供しており、令和6年度は計17回の活動を計画しています。



7. 健康づくりと食育の推進

日本の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により急速に延び、今や世界有数の長寿国となっています。

一方で急速な人口の高齢化が進み、食生活の乱れや運動不足等の生活環境やライフスタイルの変化等によって疾病構造が変化し、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増えてきました。今後、介護を必要とする人の増加も予測され、いかに健康寿命の延伸を実現することができるかが重要となっています。

こうした本格的な超少子高齢社会を迎える中、いつまでも地域でいきいきと暮らすための健康づくりや介護予防、子どもの健やかな成長の支援、いわゆる各ライフステージに沿った生涯を通じた健康づくりは、地域社会を維持する上で重要な役割を担っています。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 一人ひとりが毎日の生活の中で、健康に
よい生活習慣の学習を重ね、自分たちの
健康状態を知り、実践を心がけましょう。
- 定期的に、各種健康診査や、がん検診等
の検診を受診しましょう。
- 家族そろって望ましい食習慣を身につけ
ましょう。
- 家族は、お互いに理解し、支えあい、コミ
ュニケーションを図り、ともに取組を進め
るようにしましょう。

企業・事業者・団体に期待すること

- 行政や関係機関との連携を図りながら、
健康診査や教育の機会の確保等に努め、
働く人たちの健康を促進し、健全な心身を
築く支援を心がけましょう。
- 職場環境の改善に努め、明るい職場の
環境をつくりましょう。
- 従業員の健康管理、健康づくりに努めま
しょう。
- 地区健康推進会議を中心に地域の組織
・団体等との連携を図りながら、健康で
豊かな地域を育みましょう。
- 食に関する様々な体験の場を提供しまし
ょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
1	各種健診 (検診)の推進	●各医療保険者による特定健診や各種がん検診の意義を啓発し、健診（検診）の受診率の向上を図るとともに生活習慣病予防に向けての生活改善や疾病の早期発見・早期治療に努めます。 ●健診後のフォローとしての保健指導や医療機関受診の周知啓発を進めます。	いきいき 健康課

取組内容

No	取 組	内 容	担 当
2	健康づくりの推進	●市民の健康に対する意識を啓発するため、健康教育や健康相談の利便性の向上を図ります。 ●健康教育や健康相談の充実を通じて、疾病の予防と健康づくりを推進します。	いきいき健康課
3	安来市健康推進会議	●市民の健康状態を把握し、その効果的な対策と指導方法の確立を目指し、各関係機関及び団体等との連携を図り、健康づくりの推進に向けて、安来市健康推進会議を設置しています。30の関係機関・団体と24の地区健康推進会議で構成され、地区健康推進会議で構成する地区保健部会を始め、ライフステージに沿って、親子保健部会、成人保健部会、長寿保健福祉部会を設置し、生涯を通じた健康づくりを支援しています。また、働き盛り世代の健康づくりを進めていく上で重要な、職域との連携を図るため、産業保健部会も設置し、連携を図っています。	いきいき健康課
4	生涯を通じた健康づくり	●安来市健康推進会議各部会を中心に、母子保健から学校、職域、成人、高齢者の健康づくりまで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。	いきいき健康課
5	健康を支援する環境づくり	●安来市健康推進会議の各部会活動を通じて、関係機関・団体との連携を図り、市民の健康に対する意識を啓発し、疾病の予防と健康づくりを推進します。	いきいき健康課
6	住民主体の地域活動の推進	●24の地区健康推進会議を主体として、地域の健康課題を共有しながら市民に身近な場所で健康づくり活動を進め、地域、職場、学校等と連携して健康づくり活動の充実を図ります。	いきいき健康課
7	食育の推進	●市民や関係団体などと行政が協働し、ライフステージの視点も取り入れながら、食育の推進に取り組んでいきます。また、情報提供・発信や人材育成をはじめ、市民が食育をより実践しやすくするための環境を整備します。 ●健康寿命延伸を目指すため、食育推進会議を中心に「健康やすぎ21」を推進するとともに、効果的な啓発方法を検討します。 ●文化祭や地域のイベント等で安来市食生活改善推進員による活動を継続し、会員数の維持、増加を目指します。	いきいき健康課

8. 再犯防止施策の推進（再犯防止推進計画）

（1）計画策定の趣旨

全国的に刑法犯者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えています。そうした人たちの更生を図るには、その生活の場である地域社会の人々の温かい理解と援助が必要です。

また、社会復帰促進のためには、就労、住宅確保、保健医療、福祉などの支援を、関係機関が協力連携して行うことが必要です。

本市においても、罪を犯した人の再犯を防止し、安全で安心して暮らすことができる地域づくりの実現に向け、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするため「安来市再犯防止推進計画」を策定します。

（2）計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。本計画については、各福祉分野の関連計画の内容とも整合を図りつつ、上位計画となる「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、取組を推進することとします。

（3）計画の対象

本計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」のことを指しています。

（4）計画の期間

計画期間は、「安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図るため、令和7年度から令和11年度までとします。

市民・一人ひとり・地域に期待すること

- 更生保護のボランティアである、保護司、更生保護女性会（更生支援活動を行う女性ボランティア）で活動してみましょう。
- 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について理解を深めましょう。（“社会を明るくする運動”などの犯罪予防活動）

企業・事業者・団体に期待すること

- 協力雇用主（対象者の事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主）となり協力しましょう。

取組内容

No	取 組	内 容	担当課
1	更生保護ボランティアの確保と活動を支援	●市のホームページや広報紙で、保護司、更生保護女性会等、更生保護ボランティア団体などの活動を紹介し、市民に周知、理解促進を図ります。 ●更生保護の活動拠点である「やすぎ更生保護サポートセンター」の運営等を支援します。	福祉課
2	更生保護に関する広報・啓発活動	●“社会を明るくする運動”関係行事開催に向けた支援を、関係機関、関係団体とともに継続し、再犯防止、更生保護に関する理解を促進します。	福祉課 社協
3	就労、住居等の支援	●利用者に寄り添った支援や配慮・処遇を行います。また、保護司や関係機関と情報交換を行い、支援者に適切に発信していきます。 ●関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。 ●協力雇用主の優遇措置を実施します。 ●保護観察対象者等の市営住宅への優先入居等福祉的な配慮を行います。	福祉課 社協

更生保護ボランティアに関するデータ（令和6年4月1日現在）

名 称	人数等	備 考
保護司	34名	
更生保護女性会	211名	安来地区56名・広瀬地区69名・伯太地区86名
協力雇用主	15社	安来市内の協力雇用主

TOPICS

■ ■ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」安来市推進大会を開催 ■ ■

犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な取組である社会を明るくする運動の一環として、国の強調月間に合わせて、安来市総合文化ホールアルテピアで、令和6年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」安来市推進大会を開催しました。

推進大会には約170人が参加し、社会を明るくする運動作文コンテストで受賞された作品についてご本人による朗読が行われました。その後、しまね臨床心理研究所の荒川ゆかり氏をお招きし、「子ども若者を支える～助けを求められない心理と援助」を演題とした講演を行いました。講演では、ヤングケアラーに関することや、助けを求めるとの難しさ、助けを求めていることの意味についてのお話があり、講演を通じて地域社会が抱える課題について、参加者の意識共有を図ることができました。最後には大会宣言を採択して閉会しました。

会場では松江地区矯正展（刑務所作業製品展示即売）も併せて開催され、多くの人に来訪いただきました。



資料編

I 用語解説

あ行

【ICT】

Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。

【アウトリーチ】

「手を伸ばす」「届ける」という意味で、支援サービスや情報を必要としている人に対して、支援者から積極的に働きかけ、必要な支援や情報を届ける活動のこと。

【アセスメント】

介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。

【あいサポート運動】

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていることや必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を推進する運動。

【インフォーマル】

「公式でない」の意味。公的機関などによる制度上のものではなく、家族、近隣住民、ボランティアなどによる介護サービスなどが行われる際に、インフォーマル・サービスとして位置づけられる。

か行

【介護予防】

高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。

【介護予防支援】

要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

【協議体】

日常生活圏域ごとに設置され、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場のこと。

【基幹相談支援センター】

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012 年4月から設置されることとなった施設。地域の相談支援の拠点として専門職員を配置し、障がい者（身体、知的、精神）の支援について総合的な相談業務を実施し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

【ケアマネジメント】

利用者の生活課題（ニーズ）と社会資源とを調整、あるいは結びつけることにより、地域での生活を継続的に支援していくこと。

【ゲートキーパー】

専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが期待される人のこと。

【健康寿命】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

【権利擁護】

認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

【子育て支援センター】

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て 家庭に対する育児支援を行なうことを目的とした期間。

【子ども食堂】

子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や暖かな団らん、居場所を提供する取組み。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含む。

【合理的配慮】

障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度の負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮も提供は、行政には義務付けられ、民間事業者は努力義務とされている。

【更生保護】

犯罪や非行をした人が地域社会で立ち直れるように支援するとともに、犯罪や非行のない社会を作るための事業・活動。更生保護の基本法として「更生保護法」がある。

【更生保護女性会】

女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っている。

【高齢化率】

高齢者の人口比率。65 歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。

【高齢者虐待】

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

【高齢者クラブ】

「老人福祉法」第 13 条において「老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者」として位置づけられている地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。おおむね 60 歳以上を対象に日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織している。

【高齢者生活支援ボランティアポイント事業】

在宅生活を支援するために行ったボランティア活動に対して、ボランティアポイントを付与し、1 人年間 5,000 円を上限に対価を支払い、活動参加や生きがいづくりを促すことで、高齢者自身の介護予防につなげる。

さ行

【在宅医療支援センター】

在宅医療、介護連携支援に関する相談機関であり、安来市が主体となり、安来市医師会に業務委託を行っている。市、地域包括支援センター、医療施設、介護事業所などの多職種と連携し、地域の医療や介護を支える仕組みを構築する。

【自主防災組織】

災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消化活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の自主防災組織。主に自治会単位で結成される。

【市民後見人】

一般市民の成年後見人。講習等で成年後見に関する知識を習得した親族以外の市民による後見人のこと。

【住民主体】

地域の問題を解決していくためには住民が主体となっていくべきであるという考え方。社会福祉協議会は、「住民主体の原則」を活動の原則としている。

【社会資源】

社会システムの中にある財や資源で、ソーシャルワークでは、福祉ニーズを充足させるものをいう。資金や設備とどまらず人的資源、知識なども含まれる。

【社会福祉協議会】

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関等と連携して、地域福祉活動の推進、ボランティアの育成、福祉教育の推進などを行なっている。

【情報モラル】

情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度。

【シルバー人材センター】

高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等の調整を行う人。

【生活支援ボランティア養成講座】

介護保険・高齢者福祉、レクリエーション、高齢者の尊厳、法制度などのカリキュラム履修を義務付けている。修了者は、ボランティアポイント事業に登録して活動ができる。

【成年後見制度】

契約における判断能力が不十分な人について、その能力を補充するために代理人等を定め、その人が取引社会の犠牲とされることを防ぐための制度。法定後見は、補助、補佐、及び後見の3段階に分かれている。

【生活困窮者自立相談支援事業】

生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上でその課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。安来市は市社協へ委託している。

【総合的な学習】

小・中学校においては平成14年度から、高等学校においては平成15年度から本格的に実施された教育課程の新しい制度。各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫して特色ある教育活動を展開する時間。

た行

【ダブルケア】

子育てを行っている家庭が親などの介護や世話を同時に行う必要がある状態のこと。

【団塊の世代】

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025（平成 37）年には、全ての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。

【地区社会福祉協議会】

地域住民が相互協力し、社会福祉の増進を目指して市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館（交流センター）区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体で構成されている。

【地域ケア会議】

地域の実態に応じ、個別課題解決に必要と思われる本人、家族、民生・児童委員、住民組織、専門多職種等で構成する会議を開催し、高齢者個人に対する自立支援の充実と同時に地域包括ケアシステムの体制整備を進めるための会議体。

【地域包括ケアシステム】

介護状態となっても、全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳をもって自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、一体的に確保される体制であり、今日的な介護の基本理念となっている。

【地域包括支援センター】

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

【デマンド交通】

定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。

【ドメスティックバイオレンス（DV）】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

な行

【日常生活圏域】

高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかを設定される生活圏域。

【認知症サポーター養成講座事業】

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい知識の普及と地域の見守りネットワーク体制を強化する。

【認知症初期集中支援チーム】

サポート医、看護師などの専門職から構成される。認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的（おおむね6カ月）に実施する。

【認知症地域支援推進員】

認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

【ノーマライゼーション】

すべての人が、障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、地域で日常的な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。

は行

【バリアフリー】

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的などの障壁（バリア）を除去（フリー）する考え方。

【8050問題】

80代の親と収入のないひきこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題。

【避難行動要支援者】

高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人。

【避難行動要支援者名簿】

非常時における避難行動の支援を円滑に行うことを目的として、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の同意を得て必要な情報を登録した名簿。防災課、民生委員・児童委員等に提供。

【ファミリーサポートセンター】

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

【福祉教育】

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育て、助け合い、共に生きていける人間の育折を目指す教育。市民社会形成のために社会福祉の価値・理念などについて実践を通じて学ぶこと。

【フードバンク】

品質には問題ないが、市場に流通させることができない食品を企業等からもらい受け、必要としている施設や団体、困窮世帯等は無償で提供する活動。

【福祉避難所】

災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所。

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークのこと。

【法人後見事業】

社会福祉法人などの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護等を行う事業。法人の職員が法人を代理して後見事務を行うもの。

【保護司】

法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組んで地域の安全・安心に貢献している。

【保護観察】

仮釈放者などで保護観察になった人の更生を助けるための処遇方法で更生保護の中心となるもの。保護観察官と保護司が協働してこれを行う。

【ほっとサロン】

おおむね 65 歳以上の人を対象とし、自治会や地域のボランティアが高齢者の生活機能の維持、社会参加の促進を図ることを目的に通いの場等において、介護予防や健康づくりの活動、趣味活動等を行う。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

【メンタルヘルス】

こころの健康状態のこと。

や行

【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

【ユニバーサルデザイン】

すべての人が使いやすいように考慮してつくられた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。

【要介護認定】

介護サービス等を利用するために、要支援1・2、要介護1～5の区分を決定する。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

【要保護児童対策地域協議会】

市町村が設置する、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

2 安来市のこれまでの取組

平成 16 年に安来市、広瀬町、伯太町の新設合併が行われ、新市が発足しました。平成 21 年度には市民へのアンケート、関係団体ヒアリング、ワークショップを開催し、市民の意見を取り入れた「第1期安来市地域福祉計画」を策定しました。「第1期計画」では計画の基本理念を「助けあい、支えあい、みんながいいきと輝くまち」とし、取組を進めてまいりました。

平成 26 年度の第2期計画策定においては、計画の基本理念及び基本目標については、「第2期計画」においても継承することとし、計画の推進体制については、行政、住民、地域、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア団体等と「協働」で取り組みを進めていくこととしています。

令和元年度の「第3期計画」では、厚生労働省から「地域福祉計画策定ガイドライン」が示され、「地域共生社会」を目指すために地域福祉計画として記載すべき内容や方向性が決められました。「第3期計画」においてもガイドラインに基づき、計画を策定しています。また、地域福祉の取組については、いかにして地域住民の声を反映させ、福祉活動推進の担い手として参加を得るかが重要であり、行政と民間（社協）の二つの福祉計画が車の両輪のように同調して策定・実践されることが望まれます。そのため、「第3期計画」では、安来市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定を行い、計画に統一性を持たせ、施策の推進を図るものとしています。

■■ 安来市地域福祉のこれまでの取組 ■■

平成 21 年度	<u>第1期地域福祉計画策定（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</u> 市民アンケートや関係団体ヒアリング、ワークショップの実施し、その内容を踏まえ、計画を策定しました。 【基本理念】 助けあい、支えあい、みんながいいきと輝くまち 【基本理念】 3. 利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり
平成 23 年度	<u>第1期地域福祉活動計画（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）</u> 平成 22 年度から平成 26 年度までの5か年間に、市内全地区に地域福祉のワーキング・グループを設置することを 1 つの指標とし、住民が自ら計画推進・評価・見直しに参加できる仕組みづくりを進めました。 ワーキング・グループでは各地区において、本計画書に記載されている「一人ひとりが取り組んでいくこと」「地域のみんなで取り組んでいくこと」を参考に、それぞれの地域の現状や課題について考えました。

平成 26 年度	<u>第2期地域福祉計画策定（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）</u> ワーキンググループによるワークショップを通じた第1期計画の評価を実施し、評価内容を踏まえ、計画を策定しました。 計画推進にあたっての重点的な取組 1 地域福祉活動計画の整備・拡充 2 ボランティア活動の支援体制の充実 3 行政の全庁的な取り組みの強化 4 地域福祉計画の点検・評価の実施
平成 27 年度	<u>第2期地域福祉活動計画（計画期間：平成 28 年度～令和元年度）</u> 地区福祉実践プランの策定が広がるよう進めていくとともに、第2期計画の策定にあたっては、第1期計画の検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら計画を策定しました。 【重点事項】 ◇地区福祉実践プラン策定とプラン実行支援 ◇地域包括ケアシステムに向けての取組み強化 ◇生活支援の充実 ◇生活困窮者支援の充実 ◇ボランティア（助け合い活動）の育成支援 ◇経営組織の透明化と財政基盤の強化 ◇その他、本計画を実行するための事項



令和元年度	<u>第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定</u> <u>（計画期間：令和2年度～令和6年度）</u> アンケート調査や安来市地域福祉計画検討委員会による評価を踏まえるとともに、国の示す「地域福祉計画策定ガイドライン」に基づき、計画を策定しました。また、行政と民間（社協）の二つの福祉計画が車の両輪のように同調して策定・実践されることが望まれることから、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。 【基本理念】 人と地域で支え、助け合う、共生社会のまちづくり 【基本目標】 1. 人と地域を支える体制をめざす 2. 総合的な相談支援を推進する 3. 安心して住み続けられるまちづくりをめざす 4. 地域の福祉課題に取り組む
-------	---

3 策定経過

日程	項目	主な内容
令和6年 8月26日	第1回安来市地域福祉計画検討委員会	・安来市地域福祉計画について ・第3期（令和5年度）事業評価・課題洗い出し作業について ・第4期安来市地域福祉計画・アンケート調査について
9月19日～ 10月2日	安来市の福祉に関するアンケート調査【市民】	・地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に住民対象のアンケート調査を実施
9月19日～ 10月2日	安来市の福祉に関するアンケート調査【関係団体】	・地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に町内関係団体対象のアンケート調査を実施
11月29日	第2回安来市地域福祉計画検討委員会	・第3期（令和5年度）安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について ・第4期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画のアンケート結果について ・第4期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子（案）について
令和7年 1月24日	第3回安来市地域福祉計画検討委員会	・第4期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
1月30日～ 2月28日	パブリックコメントの実施	・本計画について、住民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施

4 安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成21年7月24日

告示第119号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく安来市地域福祉計画の策定及び策定後の管理等を行うため、安来市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安来市地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 前号の策定のために必要な調査及び検討に関すること。
- (3) 安来市地域福祉計画の管理、評価及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 福祉に関する市内の団体の代表者
- (3) 福祉サービス提供事業者の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成21年7月24日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

5 安来市地域福祉計画検討委員会委員名簿

組織名称	所属	役職	氏名
学校法人 みどり学園 大阪健康福祉短期大学		副学長	堅田 知佐
安来市民生児童委員協議会		会長	岡屋 榮六
安来市身体障害者福祉協会		会長	石倉 刻夷
安来市高齢者クラブ連合会		会長	嶋田 豊昭
安来市健康推進会議		副会長	須藤 操
安来市交流センター 連絡協議会	比田交流センター	副会長	上田 富教
安来市自治会代表者協議会		幹事	糸原 一志
一般社団法人 安来青年会議所		理事長	宇山 賢二
安来市PTA連合会		会長	二岡 洋文
社会福祉法人 安来市社会福祉協議会		事務局長	田中 正美
安来市立病院	地域連携室	室長	竹田 裕司
社会医療法人 昌林会	介護老人保健施設 昌寿苑	次長	廣江 隆能
社会福祉法人 せんだん会	特別養護老人ホーム やすぎの郷	理事	梅林 大三朗
社会福祉法人 やすぎ福社会		事務局長	尾形 太

第4期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画

人と地域で支え、助け合う、共生社会のまちづくり

【令和7年3月】

【編集・発行】

安来市健康福祉部福祉課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930-1

TEL 0854-23-3211 FAX 0854-32-9008

社会福祉法人 安来市社会福祉協議会

〒692-0011 島根県安来市飯島町 1240-13

TEL 0854-23-1855 FAX 0854-23-1867